

自己点検評価書

令和 7 (2025) 年 7 月

第一薬科大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	4
III. 自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	11
基準 3. 教育課程	26
基準 4. 教員・職員	39
基準 5. 経営・管理と財務	45
基準 6. 内部質保証	52

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

第一薬科大学（以下、本学）は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神としている。大学名に冠している「第一」は、仏教哲学である「第一義諦（絶対的な真理、真如実相）の第一に由来している。人には、それぞれ生来その人にしかない特徴・長所、美点や特質等が賦与されており、「三つ子の魂百まで」や「梅檀（せんたん）は二葉より芳（かんば）し」の格言にあるように、初等、中等教育の段階までは生得的性格、資質、天賦の才等を指して言うことが多いが、高等教育の段階においてはさらに進化し「個性」すなわち「専門性」として、より高度化、社会的、学問的な専門領域や専門分野を「個性」として位置づけている。専門性に集中、特化する教育を基本とし、高度専門職、そして天職として自己の人生の社会的使命を自覚することを目指している。さらには「個性」の持つ独自性のみが可能とする独創性、独創力に最も高い価値を置いている。「個性の伸展による人生練磨」は、学校教育のみに終わることなく、生涯を通して自己実現を達成していく建学の精神である。

2. 使命・目的

本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、広く医療に関する専門的な知識・技能・態度を授け、実践的な能力を有する医療人を育成することを目的とし、医療福祉の向上、学術の深化に貢献することを使命としている（第一薬科大学学則第1条に記載）。

また本学大学院は、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念とし、薬学の学術理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与するとともに、漢方薬と西洋薬を組み合わせる「統合医療」を進化、発展させることにより医療・福祉の向上に貢献することを目的としている（第一薬科大学大学院学則第1条に記載）。

3. 教育目標

本学は、図 1-1 に示すように、薬学部と看護学部、大学院薬学研究科で構成されている。薬学部は薬学科（6 年制）、漢方薬学科（6 年制）、薬科学科（4 年制）の 3 学科構成となっている。建学の精神に基づいて、それぞれの学科および大学院薬学研究科における教育目標を次のように定めている。

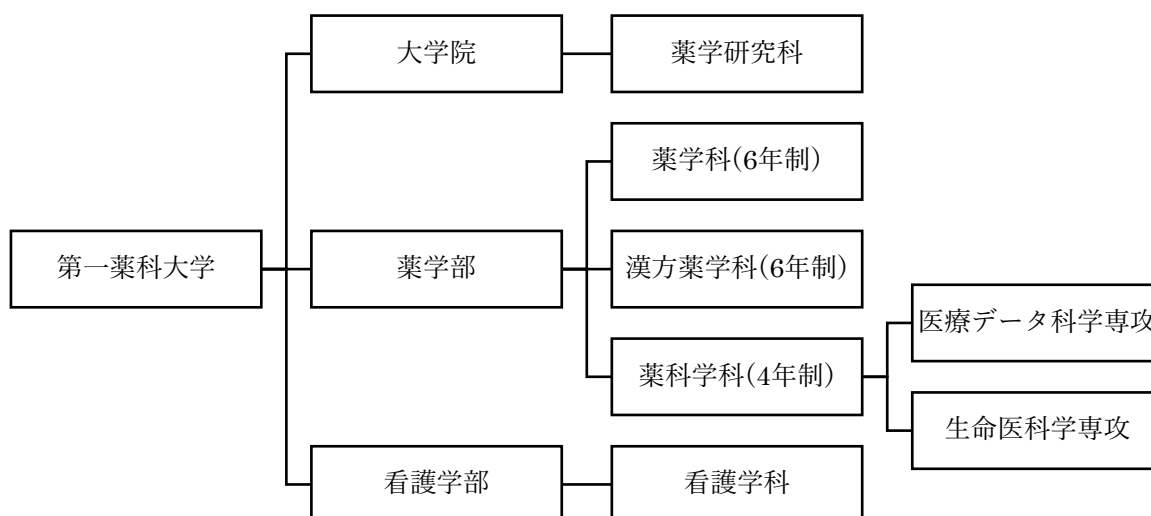


図 1-1 第一薬科大学教育組織

(1) 薬学部

【薬学科】（6年制）

①「惻隠の情」を持つ薬剤師の養成

「惻隠の情」とは、患者の苦しみや悲しみに心から同情し、助けようとする心である。これを育むため、コミュニケーショントレーニングや医療倫理の教育、ボランティア活動を重視し、技術と知識に加え、心のこもったケアを提供できる薬剤師を育成する。

②実践的能力を持つ薬剤師の養成

臨床経験や研究活動を通じて高度な専門知識と技術を身につけた実務に即応できる薬剤師を育成する。

③創造的な薬剤師の養成

学問的知識と実践的技能を兼ね備え、革新的な治療法を開発・提供する能力を持つ創造的な薬剤師を養成する。

④薬の専門家として医療の各分野に対応できる知識・技能・態度と豊かな人間性、倫理観を備えた実践能力の高い薬剤師の育成

薬剤師としての責務を全うするために必要な高い倫理観と人間性を涵養し、患者中心の医療を実践できる人材を育てる。さらに、これらの能力を統合的に発揮し、医療の多様なニーズに柔軟に対応できる実践力を育成する。

【漢方薬学科】（6年制）

①「惻隠の情」を持つ薬剤師の養成

コミュニケーショントレーニングや医療倫理の教育、ボランティア活動を重視し、技術と知識に加え、心のこもったケアを提供できる薬剤師を育成する。

②実践的能力を持つ薬剤師の養成

臨床経験や研究活動を通じて高度な専門知識と技術を身につけた実務に即応できる薬剤師を育成する。

③創造的な薬剤師の養成

学問的知識と実践的技能を兼ね備え、革新的な治療法を開発・提供する能力を持つ創造的な薬剤師を養成する。

④薬の専門家として医療の各分野に対応できる知識・技能・態度と豊かな人間性、倫理観を備えるとともに、日本独自の伝統医学である漢方に精通した実践能力の高い薬剤師の育成

豊かな人間性と倫理観を養い、日本独自の伝統医学である漢方に精通した実践能力を高める教育を施す。具体的には、医療現場で求められる高度な専門知識と技術を習得させるとともに、患者の立場に立った共感力とコミュニケーション能力を育成する。

【薬科学科】（4年制）

①薬学の知見を活かし、データサイエンス及び医療ビジネスの領域において高度な専門的能力を発揮できる人材の養成

薬学教育の基盤をもとに、最新のデータサイエンス技術を導入し、医療ビジネスの知識を統合したカリキュラムを提供することで、医療業界の多様なニーズに応え、革新的な医療サービスを創出できる人材を育成する。

②自己研鑽に努め向上意欲の高い人材の養成

自己研鑽に努め、常に向上心を持って取り組む人材の育成を目指し、学生が主体的に学び続ける姿勢を養い、専門知識と実践力を高める環境を提供する。

③薬学・医療の各分野に対応できる知識・技能・態度と豊かな人間性、倫理観を備えた人材の養成

科学技術の進展と多様な医療ニーズに応じた教育を提供し、実践的な技能と柔軟な対応力を養成する。

(2) 看護学部

【看護学科】

①リーダーシップと「惻隱の情」を持つ専門職業人の養成

専門知識と技術の応用に加え、医療チームを牽引し、社会に貢献する能力を育成する。また、医療人としての倫理観と患者中心の医療を実践する能力を育成する。

②根拠に基づいて基礎的な看護を実践する能力

効果的な看護技術と判断力を習得させ、地域社会に貢献できる医療人を養成する。

③多様な看護の場で多職種や地域と連携・協働する能力

患者の健康と福祉を最優先に考え、医師、薬剤師、理学療法士などの他職種と円滑にコミュニケーションを取り、チーム医療を推進する能力を育成する。また、地域社会と連携し、地域住民の健康増進に寄与するための知識と技術を身につける教育を行う。

④薬剤による治療や予防を看護の視点で捉える強化された能力

薬剤の作用機序や副作用、適応症などに関する深い理解を基盤とし、患者の個別性に応じた適切な薬物療法をサポートできる能力を育成する。

(3) 薬学研究科

「薬」に関する深い専門的知識・技術を身につけ、基礎薬学及び臨床薬学に関する研究活動を自立して遂行し、新たな課題を見出して、それに取り組むことができる高度な研究

第一薬科大学

能力を有するとともに、最新の研究機器と最先端技術を駆使して西洋薬及び「補完・代替医療」の中核となる漢方薬や伝統薬の作用機序を解明する研究を通して、「統合医療」を実践できる薬学教育者あるいは薬学研究者の育成を目的とする。

Ⅱ. 沿革

1. 本学の沿革

昭和 31(1956)年 1 月	学校法人高宮学園設立認可
昭和 35(1960)年 1 月	第一薬科大学設置認可（薬学部薬学科）
昭和 35(1960)年 4 月	第一薬科大学開学
昭和 36(1961)年 3 月	薬学部薬学科の入学定員増認可
昭和 41(1966)年 12 月	薬学部製薬学科設置認可
昭和 42(1967)年 3 月	本館増築（鉄筋 4 階建）完成
昭和 51(1976)年 3 月	薬剤学科 160 名、製薬学科 100 名入学定員増認可
昭和 53(1978)年 3 月	研究実習棟（鉄筋 8 階建）完成
昭和 55(1980)年 4 月	学校法人都築高宮学園に改称
昭和 57(1982)年 5 月	薬用植物園温室の整備、図書館の拡充
昭和 60(1985)年 10 月	学校法人都築学園に改称
昭和 61(1986)年 11 月	都築学園記念厚生会館完成
平成 13(2001)年 11 月	薬用植物園新設
平成 15(2003)年 3 月	第一薬科大学附属ハッチェリー薬局開局
10 月	台湾・中国医薬大学（台中市）と学術交流協定を締結
平成 18(2006)年 4 月	6 年制移行に伴い、薬学部薬学科（入学定員 173 名）を設置
平成 22(2010)年 9 月	実験動物飼育施設新設
	第 2 厚生会館内に図書・国試情報センター設置
平成 25(2013)年 3 月	アメリカ・デューク大学（ピッツバーグ市）と学術交流協定を締結
3 月	第一薬科大学附属ハッチェリー薬局閉局
平成 28(2016)年 4 月	薬学部薬学科（入学定員 60 名）を設置し、薬学科の入学定員 113 名に変更届
7 月	台湾・台北医科大学薬学部（台北市）と学術交流協定を締結
9 月	イタリア・カラブリア大学薬学部と学術交流協定を締結
11 月	アメリカ・ハワイ大学と学術交流協定を締結
平成 30(2018)年 12 月	福岡市および福岡市薬剤師会との災害対策医薬品供給車両(モバイルファーマシー)の活用に関する協定を締結
令和 2(2020)年 4 月	看護学部看護学科（入学定員 80 名）を設置認可
令和 3(2021)年 4 月	大学院薬学研究科（入学定員 2 名）を設置認可
令和 4(2022)年 4 月	薬学部薬科学科（4 年制）入学定員 30 名を設置し、薬学部漢方薬学科（6 年制）の入学定員 40 名に変更届
令和 4(2022)年 8 月	Platform for All Regions of Kyushu & Okinawa for Startup-ecosystem (PARKS) に共同機関として参加
令和 5(2023)年 4 月	薬学部薬科学科（4 年制）に教職課程（中学校一種・高等学校一種の理科教員免許状資格取得）認可
令和 5(2023)年 8 月	データサイエンス教育導入プログラムが文部科学省より数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）として認定

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的および教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神としている。学校法人都築学園 寄附行為（以下、「寄附行為」という）に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」（寄附行為第3条）と規定され、第一薬科大学学則（以下、「学則」という）には、「本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、広く医療に関する専門的な知識・技能・態度を授け、実践的な能力を有する医療人を育成することを目的とし、医療福祉の向上、学術の深化に貢献することを使命とする」（学則第1条）と明確に定めている。また、学科ごとの教育目標を学則に規定している（学則第3条）。また、研究目標についても学則に明記している（学則第3条）。

第一薬科大学大学院学則（以下、「大学院学則」という）に「本大学院は、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を教育理念とし、薬学の学術理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与するとともに、漢方薬と西洋薬を組み合わせる「統合医療」を進化、発展させることにより医療・福祉の向上に貢献することを目的とする」（大学院学則第1条）と定めている。また、大学院の教育目的を学則に明記している（大学院学則第4条）。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の建学の精神、学部学科ごとの教育目標および研究目標は、平易で簡潔な文章で表現し、具体的に明記している。これらは、正門を入って正面の掲示板に掲げて示すとともに学生便覧、ガイダンス資料および大学ホームページに掲載し、教職員、学生や受験生を含め、広く社会に公表している。

1-1-③ 個性・特色の明示

1) 薬学科（6年制）

本学の個性・特色としては、学則（第3条）に薬学科の特色として、建学の精神に基づいて、人材養成に関する教育目標を次のように定めている。

「惻隠の情」を持つ薬剤師、実践的な能力を持つ薬剤師、創造的な薬剤師、薬の専門家として医療の各分野に対応できる知識・技能・態度と豊かな人間性、倫理観を備えた実践能

力の高い薬剤師の育成を目標とする。

薬学科は、創造性豊かな薬剤師の育成を目指し、広範な教養教育と医療薬学の専門教育を重視している。カリキュラムには、臨床心理学や健康管理学を含み、患者との効果的なコミュニケーションや医薬品の適切な使用方法を教育する。また、薬剤の開発プロセスや倫理的・法的側面を学ぶ医薬品開発論を提供し、過去の薬害事件を教訓に「ゲートキーパー」としての役割を果たす能力を養う教育も行っている。これにより、即戦力となる薬剤師を育成し、社会貢献を目指している。

2) 漢方薬学科（6年制）

漢方薬学科においても、建学の精神に基づいて、学則（第3条）に人材養成に関する教育目標を次のように定めている。

「惻隱の情」を持つ薬剤師、実践的能力を持つ薬剤師、創造的な薬剤師、薬の専門家として医療の各分野に対応できる知識・技能・態度と豊かな人間性、倫理観を備えるとともに、日本独自の伝統医学である漢方に精通した実践能力の高い薬剤師の育成を目標とする。

漢方薬学科では、漢方薬の理論と治療技術を学び、広い視野を持つ医療人を養成する。本草学で生薬の性質と効能を、漢方薬理学で生薬の体内作用を科学的に解明し、漢方処方学で臨床における漢方薬の選定と使用法を学ぶ。これにより、学生は患者個々の体質や病状に合わせた治療法を提供できる能力を身に付ける。また、予防医学としての漢方医学の理解も深める。本学科は伝統と現代医療の融合を目指し、国内外の医療機関や研究所と連携し、多様な医療ニーズに応える薬剤師を育成する。

3) 薬科学科（4年制）

薬科学科においても、建学の精神に基づいて、学則（第3条）に人材養成に関する教育目標を次のように定めている。

薬学の知見を活かし、データサイエンス及び医療ビジネスの領域において高度な専門的能力を発揮できる人材、自己研鑽に努め向上意欲の高い人材、薬学・医療の各分野に対応できる知識・技能・態度と豊かな人間性、倫理観を備えた人材の養成を目標とする。

薬科学科では、医療データ科学と生命医科学の二つの専攻を設置し、データサイエンスや AI 技術を医療分野に応用する教育を提供している。医療データ科学専攻では、医療データ解析を通じて予防や治療の革新を推進し、即戦力となる人材を育成している。生命医科学専攻では、医療業界に必要な経営スキルを基礎から学び、病院経営や多様な健康ニーズに対応できる人材を育成している。教育内容には、医療現場での技術や知識、倫理的判断、社会的貢献が含まれ、豊かな人間性と倫理観を備えた薬学の専門家を育てることを目指している。カリキュラムは実践的な技能習得を重視し、実際の医療データを用いたデータ解析技術や医療管理技術の教育を行い、実社会のニーズに応えている。

4) 看護学科

看護学科においても、建学の精神に基づいて、学則（第3条）に人材養成に関する教育目標を次のように定めている。

リーダーシップと「惻隱の情」を持つ専門職業人、根拠に基づいて基礎的な看護を実践する能力、多様な看護の場で多職種や地域と連携・協働する能力、薬剤による治療や予防を看護の視点で捉える強化された能力を有する人材の養成を目標とする。

看護学科では、多くの薬学関連科目を取り入れ、専門知識を備えた看護師を養成する。また、生活視点を大切にした地域志向型教育を行い、地域との連携を深めている。さらに、保健師・助産師の育成に力を入れ、選抜された学生に専門教育を提供し、福岡市内で唯一、看護師、保健師、助産師の三職種を養成する課程を持つ。

5) 薬学研究科

薬学研究科においても、建学の精神に基づいて、大学院学則（第4条）に人材養成に関する教育目標を次のように定めている。

「薬」に関する深い専門的知識・技術を身につけ、基礎薬学及び臨床薬学に関する研究活動を自立して遂行し、新たな課題を見出して、それに取り組むことができる高度な研究能力を有するとともに、最新の研究機器と最先端技術を駆使して西洋薬及び「補完・代替医療」の中核となる漢方薬や伝統薬の作用機序を解明する研究を通して、「統合医療」を実践できる薬学教育者あるいは薬学研究者の育成を目的とする。

大学院薬学研究科は、基礎薬学と臨床薬学に特化し、新たな課題を発見・解決する研究者を育成する。最新の研究機器を用いて薬の作用機序を解明し、「統合医療」の実践能力を持つ薬学教育者・研究者を養成する。高度な専門知識と技術を提供し、倫理観と国際的な視野を持つカリキュラムを編成している。プレゼンテーションの技術向上にも重点を置き、地域社会のニーズに応える広範な学識を求める。高水準の研究成果を達成した学生には博士（薬学）の学位が授与される。

1-1-④ 変化への対応

本学は、昭和 35（1960）年 4 月の開学以来、医療と教育の進化に対応し続け、薬学教育の発展に重要な役割を果たしてきた。

平成 18（2006）年 4 月の薬学教育 6 年制への移行は、本学が教育システムの変化に迅速に適応した事例である。この制度改革に伴い、本学は新しいカリキュラムを導入し、薬剤師としての高い専門性を有する人材の育成を目指した。さらに、グローバルな視点を教育に取り入れるため、数多くの国際的な学術交流協定を締結している。これにより、学生たちは国際的な舞台で活躍できる能力を身につけ、世界各国の大学との連携を深めている。平成 28（2016）年 4 月には漢方薬学科を新設した。これにより、漢方医学の専門家として活躍できる薬剤師の育成にも力を入れている。

令和 2（2020）年 4 月には看護学部看護学科を新設し、看護および医療の分野で即戦力となる専門職の教育を開始した。この学部設立は、複合的な医療ニーズに対応できる人材育成の必要性に応えるものである。看護学部では、高い倫理観と専門知識を兼ね備えた看護師の育成に重点を置いており、国内外での医療貢献を視野に入れた教育目標を新たに設定した。

また、令和 3（2021）年 4 月に大学院薬学研究科を新設し、専門的な知識と技術を持つ研究者および高度な薬学専門職を育成している。このプログラムは、基礎薬学と臨床薬学

の研究に重点を置き、新たな医薬品開発や治療法を創出することを目指した教育目標を新たに設定した。学生は国際的な研究環境で学び、薬学分野の最前線で活躍できる知識と技術を身に付ける。

薬学科および漢方薬学科では、令和 6（2024）年度から新たな「薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和 4 年度改訂版）」に準拠した教育を行っており、三つポリシーを見直した。また、令和 4（2022）年 4 月には薬科学科を新設し、医療データ科学と生命医科学の二つの専攻を設けた。薬科学科は、データサイエンスや AI 技術を医療分野に応用する教育を提供し、即戦力となる人材を育成することを目指した教育目標を新たに設定した。令和 5（2023）年 4 月には、薬科学科において、中学校および高等学校の理科教員を養成するための教職課程を新設した。このプログラムは、医薬品の基本知識と使用法、および一般的な科学教育に加え、学生に対する教育方法やカリキュラム開発のスキルを教授することを教育目標としている。本課程を通じて、学生たちは科学の教育者としての資質と倫理観を身に付けると同時に、教育現場で即戦力となる教員としての技能を習得する。

これらの変化と新設は、本学が社会の要請に応え、時代に適した教育を提供するという使命の表れである。本学はこれからも医療教育の先駆者として、医療と教育の未来に貢献し続けることを目指している。

（3）1-1 の改善・向上方策（将来計画）

看護学部および大学院薬学研究科においては、それぞれ令和 5（2023）年度、令和 6（2024）年度に完成年度を迎え、これまでの教育研究活動を点検・評価して、教育カリキュラムの検証・見直しを図る。今後も社会情勢に対応した使命・目的および教育目標の定期的な点検を実施する。また、特に薬科学科では、学生の就職支援とキャリア形成を積極的にサポートするためのプログラムを強化する。

1-2. 使命・目的および教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

（1）1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

（2）1-2 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

大学の使命および教育目標は、全役員および教職員によって共有され、支持されている。令和 2（2020）年度に看護学科、令和 3（2021）年度に大学院薬学研究科、令和 4（2022）年度に薬科学科、および令和 5（2023）年度には、薬科学科に教職課程（中学・高校理科）

を新設した。これらに関する学則変更について教授会において審議の後、理事会での承認および教員連絡会議での周知を徹底している。

さらに、新たに採用される教職員へのオリエンテーションでは、本学の使命および教育目標を説明するセッションを含め、これらの価値観が日々の教育・研究活動にどのように反映されるべきかについての具体例を提示している。このプロセスを通じて、教職員全員が一貫した理解と支持を示していることが確認されている。

1-2-② 学内外への周知

建学の精神、使命・目的、学科ごとの教育目標、および研究目標は、大学ホームページ、および学生便覧に掲載している。毎年、学生便覧を教職員および学生に対して明示している。さらに、入学直後の新入生オリエンテーションおよび各学年の4月の教務ガイダンス等で説明することにより周知徹底を図っている。

学外への建学の精神等の周知については、大学ホームページへ公開するとともにオープンキャンパス、入試説明会、高等学校への出張講義、公開講座などのイベントでは大学案内（CAMPUS GUIDE BOOK 2025）を配布し、これらの理念を前面に出し、学外の関係者や将来の学生に対しても理解を促進している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の設置者である学校法人都築学園は寄附行為に基づき、中期的な計画（学校法人都築学園経営改善計画（令和4年度～8年度（5ヵ年））を策定している。

経営改善計画策定にあたっては、自己点検・評価委員会が中心となって教学に関する計画案を取りまとめ、学校法人における経営改善計画策定の基礎資料としている。このプロセスにより、本学の使命・目的および教育の目的は、中期的な計画に反映されている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

使命・目的、教育目標は、教育基本法、学校教育法に基づき定められている。その上で、教育の質の維持・向上を目指して、使命・目的、教育目標を反映したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびアドミッション・ポリシーを各学科および大学院薬学研究科で定めている。令和6（2024）年度は、「薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）」に準拠した教育を行うため、薬学科および漢方薬学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびアドミッション・ポリシーを改訂した。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

教育目標に基づき、学部・研究科が再編され、教育研究の最適化が進められている。各学部、研究科のプログラム編成は、教育目標を具現化する内容となっており、教員の専門性と学生の学びが最大限に活かされるよう努めている。

使命・目的を実現するために、薬学科（6年制）、漢方薬学科（6年制）、薬科学科（4年制）、看護学科および大学院薬学研究科を設け、それぞれに教育目標を設定している。教育目標を達成するために、薬科学科においては医療データ科学専攻および生命医科学専攻を設け、それぞれの特徴を活かした教育を行っている。また、各専門分野に合わせた教

育研究組織で卒業研究を通して問題発見・解決力の醸成を行っている。各委員会は、各学部設置され、本学の使命・目的および教育目標の実現と達成に効果的な組織となっている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

三つのポリシーは社会的情勢を考慮に入れながら、定期的に見直しを図る必要がある。今後も、自己点検・評価委員会にて、三つのポリシーの改訂について検討する。また、使命・目的および教育目的を教職員および学生に周知するために、継続的なアナウンスを行う。

【基準 1 の自己評価】

本学の建学の精神、使命・目的および教育目標は、学則に明文化しており、わかりやすく簡潔な表現で大学ホームページを通じて社会に公表するとともに学生および教職員には学生便覧等でわかりやすく周知されている。また、中期計画、三つのポリシーは、本学の使命・目的および教育目標が反映されたものとなっている。そのため、教育研究組織の構成は整合性がとれている。以上のことから、基準 1 を満たしている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

建学の精神および教育目標に基づき、アドミSSION・ポリシーを定め、受験者に対し募集要項および大学ホームページに掲載して広く周知している。また教職員に対しては、教授会および教員連絡会等で周知している。

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

薬学部および看護学部の入学試験の実施に際しては、アドミSSION・ポリシーに基づいて、入学試験委員会が入試区分、選抜方法、募集定員の原案をつくり、教授会で審議し、その意見を聴いて学長が決定している。

選抜試験問題および小論文課題の作成については、入学試験委員会が試験問題作成者を選抜し責任者を指名して作成しており、国語の問題作成は学外の作問者に委託し、その他のすべての問題作成は学内教員が行っている。また、薬学研究科の入学試験の実施に際しては、アドミSSION・ポリシーに基づいて、大学院研究科委員会が入試区分、選抜方法、募集定員の作成および審議を行い、その意見を聴いて学長が決定している。入学者の選抜は、入学試験委員会が各入試実施後に作成した合格者選考案を、教授会または大学院研究科委員会で審議し、その意見を聴いて学長が決定する体制をとっている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和 6（2024）年度の学部の入学試験は、教授会で審議し、その意見を聴いて学長が決定した選抜方法に基づいて適正な入学者選考を実施した結果、令和 6（2024）年 4 月に、薬学科 57 人（入学定員 113 人）、漢方薬学科 24 人（入学定員 40 人）、薬科学科 6 人（入学定員 30 人）、看護学科 75 人（入学定員 80 人）が入学している。また、薬学科に 5 人、漢方薬学科に 1 人が 4 年次に編入学している。さらに、薬科学科に対して、薬学科および漢方薬学科から学則第 35 条の 2 および薬学部履修規程第 28 条に基づき 5 人が転学科している。大学院薬学研究科の入学試験は、大学院研究科委員会が審議し、学長が決定した選抜方法に基づいて適正な入学者選考を実施した結果、2 人（入学定員 2 人）が入学している。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

薬学部では、薬学科（6 年制）の入学定員 113 人に対して令和 6（2024）年度の入学者

が 57 人と入学定員を大きく下回ったが、収容定員充足率は 0.87 と概ね適切な在籍者数を確保している。一方で、漢方薬学科（6 年制）では、令和 3（2021）年度から令和 6（2024）年度までの入学定員充足率が 0.38～0.58 といずれも低い状況である。そこで、令和 4（2022）年度選抜試験より、漢方薬学科の定員を 20 人削減し 40 人とし、漢方薬学科の入学定員充足率の適正化を図っているが、いまだ入学者数の確保が充分でない。また、令和 4（2022）年度に開設した薬科学科（4 年制）でも、定員 30 人（医療データ科学専攻 15 人および生命医科学専攻 15 人）については、十分に確保できていない。

漢方薬学科および薬科学科においては、アドミッション・ポリシーに基づいた学生募集活動を強化し、質の高い入学生の確保に努める。具体的には教職員一体となった広報活動によって、ヘルスケア産業の将来性や時代の要請に基づいた高い専門性を有する薬剤師や医療人の必要性について周知を図る。薬科学科では、令和 5（2023）年 4 月から教職課程（中学校一種・高等学校一種の理科教員免許状資格取得）の教育を開始している点についてもさらなる周知を図っていく。

看護学部では、社会情勢や県内の看護系大学の新設校の増加等の状況に応じて変動はあるが、概ね入学定員および収容定員に沿って在籍学生数を適切に確保している。

大学院薬学研究科では、入学者を確保するため、引き続き大学の研究水準を向上させ、安定した入学者の確保に努める。

入学者選抜全般にわたって検討（授業料や特待生制度の見直しや、出題範囲、出願方法等）を行い、意欲と学力を兼ね備えた受験生を獲得することにより、入学定員の充足および入学者の質的向上を目指す。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援システムとして、学生の履修状況や成績を管理するための学務情報システムである Campus Plan、掲示板機能や学修成果を蓄積するシステムである e ポートフォリオ (IPo)、グループチャットやファイルの共有ができる情報共有ツールである Microsoft Teams 等を活用し、学生の基本情報、履修状況および成績を管理している。このシステムにより、教職員は必要に応じて学生の詳細情報を閲覧し、個別のニーズに応じた教育支援を実施することが可能である。このシステムは、教職員が学生一人ひとりに対して最適な学修支援を提供する上で非常に重要な役割を果たしている。

授業時間外の学修支援として、看護学部棟の空き教室および図書館、カフェテリアや食堂の学習室としての開放に加え、薬学部の新館（実習棟）1 階に東大教室およびラーニン

グサポート室を設置している。本教室は授業時間外の学習室として 23 時まで開放している。また、学力以外の退学要因として、心身の健康問題が挙げられるが、これに対応するために学生相談室を設置し、教員による学生相談員および専門のカウンセラーによるサポートを週 5 日提供している。医務室の設備も充実しており、学生の心身の健康をサポートする体制が整っている。これにより、学生は学業のみならず、精神的な健康面でも適切な支援を受けることが可能である。

【薬学部】

学生一人ひとりの学修ニーズに対応するために、教員と職員が協働して多角的な学修支援体制を整備している。具体的には、学年ごとの教務体制、教職員の連携、そして最新の情報技術を活用した学修支援システム（Campus Plan、e ポートフォリオ(IPo)、Microsoft Teams 等）に加え、生成 AI を活用した学修アシスタント機能を試行的に導入し、学生の質問対応や学修プラン作成支援に利用している。学生は 1 年次から 3 年次までの間は担任制を導入し、4 年次から 6 年次にかけては専門分野に基づいた分野・センターへの配属が行われる。これにより、学生は初期段階から専門教育に至るまで一貫した指導を受けることが可能となっている。

教務委員会では、各学年に 2 人の教員を学年教務として配置し、学生の教学面での支援を行っている。担任教員と学年教務との密な連携により、学生の学修進度や問題点を迅速に把握し、適切な支援が行われる体制を整えている。また、薬学教育推進センターと教務委員会が連携し、特に学力が低い学生への支援策（補講の実施や個別面談）を主導しており、学生が学修を続ける上での障壁を低減することを目的としている。

さらに、学生の自己学修ならびに学修改善のため、学生委員会の管理の下、学修ポートフォリオを導入し、定期的に設けたチュートリアル時間を利用して、担任教員との面談時に学修成果を相互確認できるようにしている。

【看護学部】

看護学部においては、教務委員会、学生委員会および厚生委員会が主導し、教職員が一体となって教学運営を行っている。それぞれの委員会には、教員だけではなく事務職員も構成員となり、教務課および学生課と連携をとり、各教科担当者、クラス担任、アドバイザー、各領域長とも協議しながら、円滑に支援を行っている。学年毎のクラス担任制とアドバイザー制を導入している。

アドバイザーは、各学年を少人数ずつの縦割りグループとして、准教授以下の各教員が 1 年次より受け持ち、個別指導としての卒業研究指導や就職指導、さらに 1 年から 4 年の縦割り合同グループとして交流を企画するなど学生生活の活性化を支援している。一方、クラス担任については、各学年に 2 人の教授を担任として配置し、アドバイザー教員と学生情報を共有し、入学時から卒業するまで、学年全体に関わる業務やアドバイザーの支援等を行っている。

アドバイザー業務の明確化のため、「アドバイザー業務マニュアル」を作成し周知している。

【大学院薬学研究科】

大学院生への学生生活の支援は、学部学生と同様に充実しており、専門分野の指導教員を中心に、複数の教員が履修から課題研究、論文作成に至るまで一貫して指導に当たっている。指導教員は、学生一人ひとりの学修計画と研究進行状況を定期的に確認し、個別の指導を行っている。指導教員の範疇を超える問題については、大学院研究科委員会が対応しており、大学院生が安心して学業に専念できる環境が整えられている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

薬学部では、学修支援体制の一環として、学生委員会主導でピア学修サポート活動である「学習ステーション」を設置し、上級生を Learning Assistant (LA) として積極的に参加させることにより、実践的な学びの場を提供するとともに、学生間で協働学習の文化を育んでいる。

また、学生の大学生活へのスムーズな移行を支援するため、毎年度4月には新入生を対象としたフレッシュマンセミナーを実施している。このセミナーでは、教務委員会と学生委員会が主導で選定した学生リーダー（在学生）が引率に当たり、新入生の大学生活への適応とコミュニティ形成を促進している。

COVID-19の蔓延により令和2（2020）年4月のセミナーは中止となったが、9月に希望者のみにセミナーを実施した。薬学部では、令和3（2021）年度には学内で安全対策を講じて実施し、令和4（2022）年度からは1泊2日でのプログラムに調整して継続している。看護学部では、令和3（2021）年度は大学内で実施し、令和4（2022）年度および令和5（2023）年度は、日帰りの学外実施とした。令和6（2024）年度は、薬学部および看護学部合同で1泊2日のプログラムを実施した。

薬学部では、退学者を抑制するために、学生委員会および教学IR委員会において、退学理由の精査と検証を行っている。退学理由として多くの割合を占めている学修面での不安を取り除くために、教務委員会と協働して、科目単位修得率および進級率の改善を行い、令和5（2023）年度は改善傾向がみられた。

看護学部においては、学生委員会主導で学生の修学上の諸問題に対する情報分析を定期的に行い、教務委員会と連携して修学指導体制の仕組みを充実させている。

大学院生に対しては、主に指導教員が中心となり学修支援が展開され、指導教員は大学院生に対して個別に学修指導を行い、学修上の問題解決に努めている。指導教員の範疇を超える問題については、研究科委員会が適切に対応し、問題解決を図っている。大学院生がTAとして教員の教育活動を支援する制度も整備されている。しかし、令和5（2023）年度までの入学生はそのすべてが社会人コースに在籍しているため、この制度の運用はされていない。TA制度の活用に向けて大学院研究科委員会は制度の柔軟な運用方法を模索しており、必要に応じてすぐに活用できる体制を整えている。

薬学部では大学ホームページ、シラバスおよび学生便覧に、看護学部ではシラバスに教員のオフィスアワーを明示し、学生が教員への質問や相談を行いやすい環境整備にも努めている。また、障がいのある学生への配慮においては、学生委員会が主導で「支援計画書」を作成し、学生本人、保護者、大学の三者間で同意を得た上で、教学面および学生生活面の両面で支援を行っている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

薬学部においては、現在の学修支援体制は一定の成果を挙げているが、中途退学や休学、留年の抑制にはさらなる工夫が必要であると評価している。改善・向上方策として、まず入学前オリエンテーションを拡充し、高校から大学への学修の移行をスムーズにするための指導を行う。特に数学や自然科学などの基礎科目については、事前学修プログラムを導入し、入学前から基礎学力の向上を図ることが求められる。

教員と職員が学生の出席状況、成績、履修状況を定期的にチェックし、問題が発生している学生に迅速に対応する体制を強化する。また、保護者との情報共有を密にし、学生一人ひとりの状況に適したサポートを提供することが重要である。さらに、薬学教育推進センター主導で留年生に対する学修計画、時間管理、試験準備のサポートを強化し、留年生専用のチュートリアルや補講を設け、学修機会を提供することが必要である。学生委員会主導でピアサポートを活用した学習ステーションを活性化し、学生同士が助け合いながら学修する環境を整備することも有効である。

学生相談室や学生課を中心に、早期の情報共有とケースマネジメントによる支援を行い、学内外の専門機関と連携して学生の抱える問題に対して適切な支援を提供する。また、休学や中途退学後の再入学プログラムを整備し、オンライン学修サポートを含む復学支援やカウンセリング等の支援体制の強化を図る。さらに、大学後援会からの奨学金制度の導入を検討し、学生への経済的援助を行うことにより退学者の抑制を図る。

看護学部においては、学生委員会主導で学生の修学上の諸問題に対する情報分析を行い、教務委員会と連携して修学指導体制の仕組みを充実させてきた。今後もアドバイザーや担任に加え、教職員と学生が積極的にコミュニケーションを図り、信頼関係を構築することにより、学生の状況を正確に把握し、支援できるよう態勢を整える。これにより、学生一人ひとりの学修ニーズに対応したきめ細かい指導が可能となり、中途退学や休学、留年の抑制に寄与することが期待される。

大学院薬学研究科においては、現在の学修支援体制は一定の成果を挙げていると評価している。令和 6（2024）年度の入学生は、TA としての採用の可能性があるので、制度の活用を進める。また、RA（Research Assistant）に関しても、大学院研究科委員会で議論を重ね、制度化を検討する。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

学生のキャリア形成や進路支援は本学の重要な使命である。本学では、厚生委員会、キャリアサポート室（学生課）、および所属研究室・センターの主任教員が主体となり、学

生に対する進路支援および就職相談を積極的に行う体制を整えている。

具体的には、「求人情報の収集・整理・提供」、「就職ガイダンスの実施」、「学内合同企業研究会の実施」、「就職先の紹介」など、多岐にわたる支援活動を展開している。令和 5（2024）年度においては、薬学科および漢方薬学科の 4 年生に対しては 1 回、5 年生に対しては 2 回就職ガイダンスを実施した。

学内合同企業研究会を 2 日間開催、これには約 100 社の企業が参加し、主に 5 年生を中心に、他学年の希望者も参加することで、広範な進路選択の機会を提供している。

さらに、科学技術振興機構による「大学・エコシステム推進型スタートアップ・エコシステム形成支援」の九州・沖縄地域のプラットフォームである PARKS（Platform for All Regions of Kyushu & Okinawa for Startup-ecosystem）の活動として、令和 6（2024）年度も、学生および教職員に対して、アントレプレナーシップおよび起業スタートアップについて意識づけを行った。また、各種資格試験受験料のうち、学生から申請があったものについては、PARKS 予算から全額拠出した。また、薬学部では、学生の自主的な学修の意識向上ならびにキャリア形成を目的として登録販売者の資格修得を推奨している。登録販売者試験合格者については後援会からの補助を受けて受験料の補助を行っている。

薬科学科では、厚生委員会と担任教員が主体的にサポートする体制を整えており、2 年生を対象にマイナビアプリ登録支援を実施し、またマイナビ MATCH plus を活用した就活支援を行った。さらに、インターンシップ参加支援として、就職ガイダンスを令和 7（2025）年 2 月に実施し、インターンシップに関する情報提供を行った。これにより、学生は早期から就職活動に対する具体的な準備を進めることができた。

看護学部では、就職支援活動を早期から実施するために、厚生委員会で計画策定し、キャリアサポート室と協働で就職支援プログラムを実施している。

各学年に応じて様々な就職講座やガイダンスを企画・実施し、学生の動向や実態を把握するだけでなく、学生の積極性・主体性を引き出すことに努めている。令和 6（2024）年度は外部講師によるガイダンスを 1 年生に 2 回、2 年生に 1 回、3 年生に 2 回実施した。3 年生には、ガイダンス以外にそれぞれの進路希望者を集めての座談会（計 4 回）や模擬面接小論文講座を対面で実施した。また、看護学部棟 3 階に就活情報コーナーを設置し、求人票や病院パンフレットおよび大学院に関する資料等を自由に閲覧できるようにし、様々な進路選択の支援に努めている。

大学に対する求人票は、すべて Campus Plan に登録している。履歴書の書き方等については、キャリアサポート室にて個別に相談を受け付け、企業等のインターンシップについても紹介している。

低学年へのキャリア形成支援として、1 年次からキャリアに関する基礎知識を提供する講義や体験実習を実施している。これにより、学生が早期に自身のキャリアパスを考え始めることができ、将来的な職業選択に対する意識を高めている。1 年次の「薬学への招待（薬学部・看護学部必修科目）」、「医療概論（薬学科・漢方薬学科必修科目）」、「薬学概論（薬学部必修科目）」、「早期臨床体験（薬学科・漢方薬学科必修科目、1-2 年次通年）」および「領域別看護学実習（看護学部必修科目、3 年次）」では、学外実習、および講義形式など多様な形態で、キャリアパスの形成を促している。

本学の卒業生の就職率は 100%を維持しており、これも本学のキャリア支援体制が十分

に機能していることを示す一つの指標である。

また、卒業生の就職先も多岐にわたり、製薬企業、病院、薬局、公務員など、幅広い分野での活躍が確認されている。

大学院薬学研究科においても、厚生委員会、キャリアサポート室、および指導教員がキャリア支援を行う体制をとっているが、在学生の多くが社会人コースであるため、現在まで活用に至っていない。

以上の点から、厚生委員会とキャリアサポート室が中心となって進路支援・就職相談を行い、企業参加数や参加学生数などの実績からも、その支援体制は十分に機能していると評価できる。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生の社会的・職業的自立を支援するための体制をさらに強化する方策を策定する。具体的には、インターンシップや職業体験の機会を拡大する。特に低学年から参加可能なプログラムを増やし、学生が早期に実際の業務を経験することで、キャリア形成の具体的なイメージを持たせることを目指す。履歴書添削にあわせて、今後は面接指導の実施体制を整え、キャリアサポートのさらなる充実を図る。次に、就職支援プログラムの多様化を図る。多様な業界に対応した就職セミナーを開催し、学生が自身に適した業界や職種を見つけやすくする。さらに、企業との連携を強化する。企業訪問プログラムを定期的実施し、学生が企業現場を直接見学する機会を増やすことで、企業文化や業務内容の理解を深める。加えて、PARKS 活動の継続と薬学部にて「アントレプレナーシップ概論」を開講し、起業家マインドの養成および起業に向けた教育活動を行う。

これらの改善・向上方策を通じて、学生のキャリア形成支援を一層充実させ、社会での活躍を支える体制を強化していく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

本学では学生委員会および厚生委員会を主体として、学生が安心して学業に専念できるよう、多岐にわたる支援を提供している。薬学部と看護学部の両学部に通ずる支援活動を以下に記載する。

学生への経済的支援を充実させるため、様々な奨学金制度を活用している。新入生および希望する在学生に対して奨学金ガイダンスを実施するとともに、常時情報提供と各種書類手続きの指導を行っている。令和 6（2024）年度には、日本学生支援機構（JASSO）の奨学金を多くの学生が受けており、予約採用・定期採用・臨時採用を通じて学生の経済的負担を軽減している。

特に、急な経済的困難に直面した学生に対しては臨時採用により対応している。また、卒業予定者を対象に奨学金返還説明会を実施し、奨学金返還に関する理解を深める機会を提供している。1年生対象の継続願説明会も開催し、奨学金の継続手続きに関する指導を行っている。さらに、奨学金を提供する薬局や病院等の開拓と学生への情報開示を積極的に行い、他の奨学金や臨時給付金等の推薦業務も適切に実施している。これにより、多様な支援策を提供し、学生が安心して学業に専念できる環境を整えている。さらに、本学においては女子寮を設置しており、定員内であれば希望する学生は入居可能である。同施設には管理人が常駐しており、学生の安全性と利便性を確保している。また、大学近隣に居住を希望する学生に対しては、学生課が窓口となり、指定・提携する学生寮やマンションを紹介している。

健康管理面では、全学生を対象として学校保健安全法で定められている定期健康診断（身長、体重、視力・聴力検査、内科検診、胸部レントゲン）を4月に実施し、薬学科および漢方薬学科の3年生、看護学科の1年生には健康診断と合わせて感染症抗体検査を行っている。健康診断の実施はガイダンスやeポートフォリオ（IPo）にて周知を図っている。予防接種の実施計画も策定し、学生が安心して実習に臨める環境を整えている。健康診断の受診率も高く、95%を超えている。

学内では医務室と学生相談室を設置し、ヘルスケアやメンタルケアの体制を整えている。医務室には看護師の資格を持つ職員を配置し、入学時の健康調査や定期健康診断、抗体検査（薬学科および漢方薬学科の3年生、看護学科の1年生）を管理している。令和5（2024）年度には年間約500件以上の健康相談に対応しており、学生の健康に寄与している。学生相談室では、6人の学生相談員（教員）と4人のカウンセラー（臨床心理士）が月～金曜日の毎日相談に応じ、相談員は2.5～5時間、カウンセラーは各6時間のカウンセリングを提供している。カウンセリングは医務室配属の学生課職員（看護師）が窓口となり対応しているが、各担当カウンセラーに直接e-mailでの対応も可能としている。これにより、学生のヘルスケア、メンタルケア、生活相談に対して包括的な支援を提供している。また、学生の健康推進対策として、学内および周辺地域を喫煙禁止区域とし、教職員が定期的に巡回して禁煙指導を行い、希望者には禁煙パッチの費用援助と禁煙指導を提供している。

各種保険については、学生教育研究災害傷害保険および学研災付帯賠償責任保険の加入を義務化し、加入率は100%である。学研災付帯学生生活総合保険については加入を推奨しており、保険に関する資料等は入学前に送付し、必要に応じて個別に電話等で対応している。

また、福岡県の条例により自転車保険が義務化されているため、自転車を利用している学生に対して自転車保険加入を呼び掛けている。保険に関する情報は、学生課で収集・管理している。

障がいや疾病により学修困難な学生に対しては、障がい学生支援ガイドラインに基づき、学生委員会および厚生委員会が中心となって適切な対応を行っている。

支援依頼のあった学生に対し、ガイドラインに基づいた適切なサポートを行っており、これにより障がいのある学生が学業に専念できる環境を整備している。さらに、障がい学生支援実務者研修会およびセミナー等への教員・職員の参加を推進し、障がい者支援に対

する理解を深めるとともに、適切な支援を行うための意識向上を図っている。

日本学生支援機構が実施する「障がいのある学生の修学支援に関する実態調査」に協力し、障がい学生の現状やニーズを把握するためのデータ提供を行っている。これにより、今後の支援策の充実に役立てている。看護学部では、緊急時フローチャートを盛り込んだ看護学部専用の「障がい学生支援ガイドライン（初版）」を作成し、よりきめ細かい支援を提供している。

ハラスメント防止のため、学内規程に基づきハラスメント防止委員会を設置している。

年度当初や実務実習前には「こころのケアとハラスメント」講習会を実施し、学生への周知を図っている。

ハラスメントに関するアンケート調査を行い、その結果を学生には e ポートフォリオ (IPo)、教職員には教員連絡会議で公開・周知することで、ハラスメント防止に努めている。また、令和 5（2023）年度は教職員に対してもハラスメント防止研修会を実施することで、ハラスメントの理解と防止に努めている。

災害対応については、大学ホームページおよび学生便覧に災害対応マニュアルを掲載しており、災害時には必要に応じて大学ホームページおよび e ポートフォリオ(IPo)を通じて迅速に情報を発信している。

さらに、防災マニュアルを設け、緊急時の対応を体系的に整備している。

緊急時の対応については、安全衛生委員会が中心となり、全学生および教職員を対象に年に 1 回の避難訓練もしくは消火器の取り扱い訓練を実施している。薬学部の本館および新館、看護学部棟にそれぞれ AED（自動体外式除細動器）を設置している。

課外活動支援にも力を入れ、クラブや同好会、薬大祭などの活動を積極的に支援している。クラブは、体育系 12 団体、文化系 8 団体、同好会は体育系 3 団体、文化系 6 団体と学園祭実行委員会が活動しており、顧問教職員および学生課が中心となって活動全般に関する指導・助言を行っている。これら課外活動諸団体の活動費は、大学と大学後援会が補助し、学生課が予算を適切に管理し、運用している。施設面では、音楽スタジオ、茶室、体育館、テニスコートなどを提供し、維持管理している。

留学生支援としては、入学前の在留資格認定証明書交付申請等については相談があった場合に入試事務室が対応している。また、在学中の在留期間更新等の手続きについては学生課が相談に応じている。本学は、特に留学生の在籍管理が適切に行われていると認められたため、福岡出入国在留管理局留学・研修審査部門より「適正校（クラス I）」として選定されている。入学後の学生生活支援については学生委員会が入学時にアンケート調査を行い、担任にフィードバックを行うことで学校生活にスムーズに対応できている。大学院生に対する学生生活の安定のための支援体制は、基本的には学部生に準じた対応を行っている。

これらの取り組みにより、本学は学生が安心して学業に専念できる環境を整え、経済的、健康的、精神的な支援を充実させていると評価する。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

奨学金制度を持つ薬局や病院との新たな連携先を開拓し、学生への情報提供を行う。健康管理の面では、定期健康診断の全学生受診を啓蒙し、医務室や学生相談室と教職員との

情報共有体制を整備する。特に看護学部においては臨地実習における条件として小児感染症予防接種記録および抗体価確認が求められている（医療関係者のためのワクチンガイドライン第3版）。そのため1年次健康診断において抗体価検査を実施し、結果に基づきワクチン接種を促す個別指導を行い、3年次の実習開始までに免疫獲得ができるよう計画的に遂行している。学生や保護者（保護者懇談会を利用）からの要望を収集し、これを活かした積極的な方策を推進する。また、様々な経済的事情から修学継続が困難な学生に対して奨学金など迅速な支援を提供する体制を整える。

学生が安心して学業に専念できる環境をさらに充実させるため、経済的支援、健康管理、保険制度、障がい学生支援など、多岐にわたる取り組みを強化し、学生生活全般の支援体制を一層充実させることで、学生の満足度を高め、より良い教育環境を提供することを目指す。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地面積（校地面積／収容定員）は 40.2m²/人であり、本学の保有する校地、校舎等は大学設置基準（学生一人当たり 10m²）を満たしており、適切な学修環境を整備している。

薬学部には、本館、新館（実習棟）、都築学園記念厚生会館等があり、講義室、医薬品情報・服薬指導実習室、ラーニングサポート室、図書館、ラーニングコモンズ、食堂・カフェテリア、体育館、グラウンド、医務室、研究室、情報処理室、実習施設、中央機器室、実験動物飼育施設、薬用植物園等を設置し適切に管理している。また、産学連携・スタートアップ相談室は、令和4（2022）年度に PARKS 活動の一環として本館に設置され、アントレプレナーシップ教育関連備品を設置し、起業活動や企業相談などを行っている。

看護学部棟には、講義室、実習室、シミュレーションルーム、パウダールーム、教員室等を設置し適切に管理している。なお、薬学部本館の講義室を看護学部専用講義室とするとともに、図書館、食堂・カフェテリア、体育館、グラウンド、医務室等を薬学部と共用し、看護教育に必要な教育環境を整えている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

薬学部の新館 3 階には物理系実習室、化学系・衛生系実習室、新館 4 階には生物系・薬理系実習室、生化学系実習室がある。中央機器室には、ガスクロマトグラフ質量分析装置 (GC-MS)、高速液体クロマトグラフ質量分析計 (LC-MS)、400MHz 核磁気共鳴装置 (NMR) などの共用研究機器が設置されており、中央機器管理運営委員会が運営を担当している。さらに、実験動物飼育施設が本学敷地内にあり、マウスおよびラットを適正に飼育・管理している。薬用植物園も本学キャンパスから徒歩数分のところに位置し、110 種の植物が栽培され、薬用植物の研究が行われている。

実務実習モデル・コア・カリキュラムに準拠した実務実習事前学習を実施するため、新館 3・4 階に実務実習施設が整備されている。新館 3 階には模擬病棟・カンファレンスルーム、医薬品情報・服薬指導実習室、模擬病院薬局、薬物血中濃度解析室、模擬保険薬局、新館 4 階には調剤実習室、製剤実習室、無菌製剤実習室が配置されている。これらの実習室は、OSCE (Objective Structured Clinical Examination ; 客観的臨床能力試験。薬学生が実務実習を開始する前に技能及び態度が一定の基準に到達しているかを客観的に評価するための試験) や実務実習モデル・コア・カリキュラムに準拠した実務実習事前学習や少人数単位の参加型総合学修などに利用されている。医薬品情報・服薬指導実習室の一部には、バイタルサインを把握できるフィジカルアセスメント用の実習設備が設置されている。

薬学部の学生は、4 年次から 6 年次まで (薬科学科の学生は 3 年次から 4 年次まで) 各分野の研究室に配属され、卒業研究活動を行っている。また、大学院専用の講義室を新館 2 階に設置している。研究を円滑かつ効果的に行うため、各分野の研究室の他に、新館の中央機器室、実験動物飼育施設、薬用植物園、学生実習室および図書館を自習に利用できる。新館には 1 階と 5 階に 9 分野の研究室・センター (地域連携推進センターを除く) が、本館には 2 階と 3 階に 6 分野の研究室が配置されており、各研究室は教授室、セミナー室、実験室から構成されている。これらの設備により、学生は高いレベルの卒業研究を実施するために十分な環境が整備されている。

自習室としては、東大教室 (平日・土曜日 8:00~23:00、日・祝日 8:00~19:00)、ラーニングサポート室 (平日・土曜日 8:00~23:00、日・祝日 8:00~19:00)、食堂・カフェテリア (平日・土曜日 9:00~20:00) を学生に開放している。また、学内のどこからでもシームレスにネットワークにアクセスできる環境整備を進めており、厚生会館を除く校内のほぼ全域で無線 LAN (Wi-Fi) が使用可能となっている。

看護学部棟には、学内演習を行う施設として、看護学部棟 4 階に 20 台のベッドを有する第 1 看護実習室 (80 人収容) が、看護学部棟 5 階には、第 2・3・4 看護実習室 (80 人収容) があり、可動パーティションも準備されている。また、様々な症例を再現できるシミュレーター 2 台を有する、シミュレーションルームを設置している。

本学には、図書館と分室の図書・国試情報センターがある。図書館の 1 階は、閲覧室 (薬学、漢方生薬、看護学、薬科学科等の関連図書、国家試験問題集、シラバス図書等) および図書館事務室、2 階は書庫 (学術雑誌)、大閲覧室・ラーニングコモンズおよび特別閲覧室、3 階には書庫 (社会、人文科学関係図書) がある。印刷設備については図書館にコイン式複写機 1 台 (閲覧室)、学生用印刷プリンター 2 台を設置している。図書館の大閲覧室には、可動式のテーブルや椅子、ホワイトボードに加え、パソコン・プロジェク

ター式も備えたラーニングコモンズを併設しており、学生を対象とした様々なアクティブ・ラーニング教育だけでなく、教職員の会議や研究室セミナー等に利用できる多目的エリアとなっている。

図書館は、自然科学系および社会・人文科学系の蔵書全般を、開架式で1、2、3階に配架している。また、蔵書検索システム（OPAC）により本学図書館内の資料を検索および所在の確認ができるようになっている。学術雑誌の電子化については、学内で契約している5種の電子ジャーナル（ScienceDirect、SpringerLink、ACS、Medical Finder、Wiley Online Library）の内、購読誌として全3,000タイトル以上、その他に国内アグリゲータ（約1,500タイトル収録メディカルオンラインへのフリーアクセス）、4種のデータベース（医中誌、Scopus、SciFinder-n、Cochran Library）、リンクリゾルバー（SFX）、教育用動画視聴覚教材（VISUALEARN）などを整備し、各研究室からLAN端末を介してアクセスできるようになっている。また、購読外のジャーナルについては、ILL（国公立大学図書館間相互利用）およびReprints Desk、ScienceDirect トランザクションなどのPPV（pay per view）を契約して原著論文へのアクセスに活用している。一方、学生が希望する学修に役立つ本については、購入希望図書申込用紙に記入して随時リクエストすることができ、その他にも毎年複数回学生による書店選書ツアーを実施し、学生の関心を反映した蔵書となるよう努めている。図書館には2台のパソコンがあり、さらに、情報処理演習室には230台のパソコンを備え、学生の自主学修や文献検索ができるようにしている。

図書館（大閲覧室・ラーニングコモンズ含む）の利用時間は、9:00～20:00まで、令和6（2024）年度の年間入館者延数は10,000人以上となっている。図書館の令和6（2024）年度の年間開館日数は200日以上である。開館時間など図書館に関する情報は、図書館ホームページ、図書館公式SNSアカウントあるいはeポートフォリオ(IPo)にて常時情報発信している。「図書委員会規程」に基づき図書委員会が図書館の管理・運営に当たっている。

薬用植物園には温室が設置され、日本薬局方に収載されている生薬の基原植物や民間薬として使用されている代表的な植物を栽培している。この施設は薬用植物園管理運営委員会が管理している。

実験動物飼育施設では前室、マウス飼育室、ラット飼育室、洗浄室等で構成され、実験動物は教員や研究室・センター配属学生の研究および教育を目的として、主にSPFマウスを必要に応じて購入し管理飼育している。この施設は実験動物施設管理運営・倫理委員会が管理している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

学生が快適かつ安全に学業に専念できるよう、施設・設備の整備に力を入れている。薬学部の新館出入口や校舎間の段差のある通路へはスロープを設置している。また、薬学部の新館および看護学部棟には、エレベータを整備している。トイレについても和式から洋式への改修や手すりの設置を継続的に行い、薬学部の本館1階、新館1階および看護学部棟1階には多目的トイレを設置している。さらに、教室の改修時には床面をバリアフリー化するなど、施設整備を進めている。

少人数の語学教育や実習から大人数の講義に至るまで、学生の状況や受講人数、授業の形態に応じた効果的な教育が行われるよう教室を運用している。薬学部の新館は、旧耐震基準の建物であり令和 6（2024）年 7 月から耐震改修工事を実施している。

学生からの施設・設備等に対する意見は、学内に設置している学生意見箱、学生生活満足度アンケート調査により把握し、必要により施設設備の整備計画に反映して、利便性や快適性の向上に努めている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

教育効果を十分に上げるように教務課が教員と調整し、適した講義室等を選定している。本学には多様な規模の講義室、演習室、学生自習室が整備されているため、これらを使用して少人数の語学教育や実習から大人数の講義に至るまで、学生の数や授業の形態に応じた効果的な教育が行われている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活満足度アンケート結果に基づき、トイレのにおいに関する要望が寄せられているのを受けて、配管の高圧洗浄を実施し状況の改善に努めている。校地、校舎、施設等の教育環境は、各学部および大学院における教育研究に十分に対応したものであり、今後も、教育目標の達成のためのより充実した教育・研究環境の整備を推進する。

また、設備面としては、無線 LAN（Wi-Fi）環境の構築を加速させ、最新 ICT を活用した教育・研究を滞りなく実施できるよう努める。さらに本学は、「大学・エコシステム推進型スタートアップ・エコシステム形成支援」（JST）の PARKS の共同機関であり、薬学部には産学連携室と学生、教職員が自由に学修、業務遂行できるコワーキングスペースを設置する予定である。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

学生の意見・要望を収集し、適切に対応するための組織として FD・SD 委員会と学生委員会を設置している。

これらの委員会は、学生意見箱、学生生活満足度アンケート、学生授業評価アンケート、学生・教職員懇談会および教員報告書といった様々な方法を用いて学生からの意見・要望を収集している。また、新入生を対象にメンタルヘルスアンケートを実施し、学生の精神

的健康状態を把握し、早期の対応を行う体制を整えている。

学生授業評価アンケートは、FD・SD 委員会が中心となって実施しており、教員の講義・演習・実習について学生が自由に評価・意見を記載できる仕組みを整えている。

このアンケート結果に基づき、教員は自己評価と次年度への改善計画を「教員による授業の自己評価」として提出し、授業の質向上に努めている。

また、学生・教職員懇談会は年に 1 回開催され、テーマに沿った学生約 10 人と FD・SD 委員との懇談を通じて学生の意見・要望を収集し、必要に応じて対応策を検討している。

学生意見箱は、薬学部の本館の中央掲示板横および看護学部棟の事務室横に設置されており、学生が無記名または記名で自由に意見を投稿できる仕組みを採用している。

寄せられた意見・要望は委員会に提示され、適切な対応が行われるようになっている。学生生活満足度アンケートは、学生生活の改善を目的に年度始めのガイダンス時に各学年（新入生を除く）を対象に実施されており、学生委員会が中心となって学生の希望や要望を関連委員会に通知し対応を協議している。また、集計結果については学生にフィードバックし、さらに保護者に対しても保護者懇談会を通じて報告している。

薬学部では、担任が学生からの要望を受けた際には教員報告書を作成し、学生課に報告している。教員報告書は、学生からの意見を随時収集するための手段として用いられ、学生委員会が必要な対応や回答を関連委員会と検討し、個々に学生にフィードバックしている。

これまでの具体的な改善例としては、自習室の利用時間延長や利用場所の増設、講義座席の配慮、図書館の開館時間の延長、自動販売機の設置場所の変更、食堂の利用時間や食事内容の変更、女子寮への無線 LAN（Wi-Fi）導入、和式トイレの洋式化などがある。これらの改善は、学生の要望を最大限に取り入れる努力の成果である。

このように、本学は学生の意見・要望を重視し、適切な対応を行うことで学生生活の質向上に努めている。

（3）2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生一人ひとりが安心して生活ができ、学修効果が高まる環境等を整備するために、より多くの学生からの意見や要望等を集めるよう引き続き努力する。それぞれのアンケートでの意見に対する改善がなされているかを把握するためにもアンケート結果に対する変化を経時的に教学 IR 委員会と協働して分析するとともに、設問を工夫するなどして、幅広い意見が記載できるようにする。学生・教職員懇談会を学部別を実施し、より学部毎の学生ニーズに合わせた対応ができる体制にする。今後も、積極的に学生の意見・要望等を汲み上げて、学生生活全般の質向上に努める。

〔基準 2 の自己評価〕

本学は、建学の精神および教育目標に基づき、アドミッション・ポリシーを策定し、募集要項および大学ホームページに掲載して広く周知している。さらに、教職員に対しては、教授会および教員連絡会等で周知を徹底している。また、薬学部、看護学部および大学院

の入学試験をアドミッション・ポリシーに基づいて実施し、入学試験委員会または大学院研究科委員会が選抜方法や募集定員の原案を作成し、教授会での審議を経て学長が最終決定する体制を整えている。

学修支援については、教員と職員が協働して多角的な学修支援体制を整備している。具体的には、学生一人ひとりの学修ニーズに対応するためのアドバイザー制度や学修相談体制を設け、きめ細かい指導を実施している。

キャリア支援については、厚生委員会と学生課（キャリアサポート室）を中心に展開している。具体的な支援活動として、求人情報の提供、就職ガイダンス、学内合同企業研究会の開催、就職先の紹介など、多岐にわたる取り組みを行っている。また、学生が安心して学業に専念できるよう、特待生、日本学生支援機構奨学金や薬局・病院等の奨学金による経済的支援に加え、保健室や学生相談室などの健康管理面でのサポートを提供している。

学修環境の整備については、薬学部の新館および看護学部棟に各学部・大学院の定員に対応可能な講義室および実習室を保有している。また、実習室、図書館、自習室などの施設を有効に活用し、学生の学修環境を充実させている。さらに、バリアフリー化を推進し、エレベータや多目的トイレ、スロープなどの設備を整備している。

学生の意見・要望への対応については、学生の意見や要望を収集し、適切に対応するための組織として **FD・SD** 委員会と学生委員会を設置している。これらの委員会は、学生意見箱、学生生活満足度アンケート、学生授業評価アンケート、学生・教職員懇談会、および教員報告書といった様々な方法を用いて学生からの意見・要望を収集している。学生一人ひとりの学修ニーズに対応した支援体制を整備し、キャリア支援や学生サービスの充実を図ることで、学生が安心して学べる環境を提供していく。以上のことから、基準2を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の薬学部、看護学部および大学院薬学研究科では、建学の精神および学科毎の教育目標および研究目標に則り、学位授与の方針としてディプロマ・ポリシーを策定している。このプロセスにおいて、自己点検・評価委員会で検討を重ね、教授会へ提案され、最終的な決定は学長によってなされる。ディプロマ・ポリシーの内容には、実務に即した能力の獲得を目指す「Can・Do」スタイルを取り入れており、具体的な学修成果が明確に示されている。

薬学科では、医療全般における広範な知識と臨床現場で直接活用可能な専門知識の習得を目指してディプロマ・ポリシーを策定している。

漢方薬学科では、伝統的な漢方医学の理解と現代医学との融合に重点を置いており、漢方薬の成分、作用機序、そして臨床での応用方法に関する深い理解を有した人材の育成を目指してディプロマ・ポリシーを策定している。

薬科学科では、薬学の専門性を基礎として、データサイエンスおよび医療ビジネスの領域で活躍できる高度な専門技術を有する人材の育成を目指してディプロマ・ポリシーを策定している。

看護学科では、幅広い教養と専門知識を基盤に、看護職者としての責任と役割、自律性を認識し、職業倫理に基づく良識ある看護の実践者を目指してディプロマ・ポリシーを策定している。

大学院薬学研究科では、学生自らの研究を通じて、薬学分野における新たな知見を創出・実用化できる人材の育成を目指してディプロマ・ポリシーを策定している。

ディプロマ・ポリシーの周知については、履修ガイダンスの場を活用し、新入生に対して直接説明を行っている。また、学生便覧にも記載し、全学生および教職員に対して広く情報が共有されている。さらに、大学ホームページや大学案内のパンフレットを通じて社会に向けても公表し、外部の関係者に対しても透明性を持たせている。看護学科では、実習施設の指導者にも、実習要項を配布するとともに、実習連絡会議で、本学のディプロマ・ポリシーを周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学のディプロマ・ポリシーは、個々の学生が専門性を持ち、社会で活躍できる医療人（薬剤師、看護師、その他医療従事者）としての資質を身に付けることを目的としている。この方針の下、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準および修了認定基準が策定され、これらはすべて学生に周知されている。

薬学部および看護学部では、学則第 16 条に 1 年次に入学した学生の既修得単位について単位認定の上限を 30 単位と定めている。単位認定・成績評価については、厳格な基準を設けている。評価は秀（100～90 点）、優（89～80 点）、良（79～70 点）、可（69～60 点）、不可（59 点以下）の 5 段階で行われ、不可は不合格として扱われる。可以上を合格とし、その合格科目には単位を認定している。各学年の進級基準は履修規程の第 4 条（薬学部、看護学部）に詳述され、学生が次学年に進級するために必要な科目の修得状況が明確に定められている。

卒業認定基準に関しては、6 年制の薬学科および漢方薬学科の学生は 6 年次の末に 188 単位以上を修得していることが必要である。4 年制の薬科学科および看護学科の学生は 4 年次の末に 124 単位以上を修得していることが必要である。これらの基準は「第一薬科大学学則」と「第一薬科大学履修規程」に記載され、学生便覧を通じて学生に説明されている。また、各年度始めの教務ガイダンスにおいて、卒業要件の確認を行っている。保護者に対しては、単位認定基準、進級基準、および卒業認定基準について保護者会で説明し、周知している。

大学院薬学研究科においては、シラバスに記載された評価基準に基づいて成績が評価され、必要な単位を修得していることが確認された後、大学院研究科委員会によって単位が厳正に認定される。修了認定に関しては、学位申請および審査に関する内規が定められており、これに基づいて学位が授与される。院生に対しては学位申請および審査に関するプロセスを周知している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

成績評価の方法に関しては、各科目のシラバスにおいて詳細に公開されている。具体的な成績評価のプロセスは、各科目の授業時間の 3 分の 2 以上の出席を基本要件としており、これを満たした学生のみが評価の対象とされる。科目の成績は 100 点満点で評価され、60 点以上を獲得した学生に対して単位が認定される。不合格となった学生には再試験の機会が与えられ、再試験で 60 点以上を獲得した場合には、単位が認定される。また、病気やその他のやむを得ない理由により定期試験を受けられなかった学生に対しては、追試験が設けられており、全学生が公平に評価を受ける機会を整えている。

単位認定プロセスは、シラバスに公開された基準に従って厳格に適用される。このプロセスの一環として、成績評価に基づく GPA の算出が行われ、その算出方法は履修規定に記載されている。学生は年度末に Campus Plan を通じて自身の GPA を確認できるようになっており、各学生に対する担任教員の指導は、この情報を基に行われるため、学生の学修進度と質を適切に管理できる。

進級にあたっては、教務委員会が原案を作成し、教授会で審議された後、最終的に学長が進級を承認する。このプロセスは透明性を持ち、保護者への通知を通じて学生にも正確に情報が提供されている。

卒業認定に関しては、各学科の卒業に必要な単位数以上（薬学科および漢方薬学科は188単位以上、薬科学科は124単位以上、看護学部は124単位以上）を修得した学生は、卒業資格を有する。卒業判定は、教授会で審議された後、学長が判定している。卒業要件を満たせない学生がいた場合は卒業延期となり、次年度の前期末までに未修得科目を修得することで、9月の教授会で審議され、学長が判定する。

大学院薬学研究科においては、シラバスに記載された成績の評価方法と基準に従い、科目ごとの評価方法（100点満点）において60点以上の院生に対して、その科目の単位を認定している。判定された単位は、大学院研究科委員会にて厳正に確認されている。大学院薬学研究科の修了および学位授与に関しては、学位申請および審査に関する内規を定めている。しかし、令和6（2024）年度が完成年度となっているが、これまで学位授与の実績はない。

これらの事実に基づき、本学では単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準の適用に関して一貫して厳格な基準を適用しており、学生に高い教育の質を提供し、その成果を公正に評価している。教育の目的とディプロマ・ポリシーに沿った教育の実施を通じて、学生が必要な知識と技能を習得し、社会に貢献できる薬学・看護専門職として成長できる環境を提供している。これらの取り組みが、教育の質の向上に寄与していると自己評価する。

（3）3-1の改善・向上方策（将来計画）

薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂に伴い、薬学科および漢方薬学科の三つのポリシーおよび教育課程を全面的に見直し、令和6（2024）年度より新カリキュラムに基づく教育を開始した。このカリキュラム改訂は、医療現場での要求に迅速に対応する薬剤師の育成を目指すもので、学生が必要とする専門的知識と実践的技術の習得をより効果的に進めるために編成されている。新しいカリキュラムは、学際的な学びを促進し、より密接に連結した教育内容を提供する。薬科学科は令和7（2025）年度、大学院薬学研究科は令和6（2024）年度に完成年度を迎えるため、現行カリキュラムやディプロマ・ポリシーの評価・検証を行う。地域医療に対する深い理解と、その中で活躍できる専門性の習得に向けて、学生に対する支援をさらに強化する。看護学科は令和5（2023）年度に完成年度を迎えたため、令和6（2024）年度に現行カリキュラムやディプロマ・ポリシーの評価・検証を行う。

3-2. 教育課程および教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

（1）3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

各学部学科および大学院薬学研究科で策定されるカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに定められた卒業時の学修成果を達成するために必要な教育内容と方法を体系的に編成することを目的としている。このカリキュラム・ポリシーは、教育のゴールであるディプロマ・ポリシーを具体的な教育活動に落とし込むための枠組みを提供し、それに基づいて各教育プログラムが策定され、実施される。その決定プロセスは、教務委員会がカリキュラム・ポリシー案を作成し、自己点検・評価委員会で審議・検討された後、教授会での審議を経て学長が決定するという流れで進めている。この決定後、教職員および学生に対して体系的に情報が提供される。教職員に対しては、教員連絡会議を通じて策定経緯および改定の趣旨を説明し、教育活動の質の保証が図られている。また、学生に対しては、年度始めの教務ガイダンスでの説明および学生便覧やカリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを通じて周知されており、学生が教育課程を理解し、目標に沿って学修を進めることが可能となっている。保護者に対しては、年に一度開催される保護者会で説明している。さらに、カリキュラム・ポリシーは大学ホームページおよび大学案内のパンフレットに公開されており、広く社会に向けて透明性を保ちつつ情報提供を行っている。この公開により、将来的な学生やその保護者、関連する業界の人々が大学の教育内容と方針を事前に知ることができ、教育の質の向上に寄与していると考ええる。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、教育目標およびディプロマ・ポリシーに基づいて学科、大学院薬学研究科ごとに策定されている。

薬学科のカリキュラム・ポリシーは、薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）にある「薬剤師として求められる基本的な資質・能力の修得」と「美容と健康理解に基づく支援の実践」を基本としている。そのため教育課程は、薬学教育モデル・コア・カリキュラムに準拠した授業科目を約7割、本学独自の授業科目を約3割として編成している。また、美容と健康を理解した上で、専門性を深めるために、学科独自科目を設定しており、これはディプロマ・ポリシーが掲げる知識、技能、態度、問題発見・解決力および患者中心の医療提供の実践に基づいている。

漢方薬学科のカリキュラム・ポリシーは、薬学教育モデル・コア・カリキュラムに準拠した授業科目とは別に、本学独自の授業科目として、日本独自の伝統医学である漢方の専門性を習得し、漢方処方を解析し、漢方調剤を実践する能力取得を基本としている。これはディプロマ・ポリシーが掲げる知識、技能、態度、問題発見・解決力および患者中心の医療提供の実践に基づいている。

薬科学科では、医療データサイエンスおよび医療ビジネスの領域に特化した教育を提供しており、カリキュラム・ポリシーでは医療関連の専門知識とともに数理的・分析的なスキルの習得を目標としている。この教育課程は、ディプロマ・ポリシーで求められる医療分野における実践的能力や問題解決能力を具体化するものである。カリキュラム・ポリシ

ーにおいては、薬の基本知識に加えて、データサイエンスや医療ビジネスに関連する広範な知識を学生に提供している。これにより、ディプロマ・ポリシーの「知識」と「技能」の項目に直接寄与しており、学生は医療データの分析や医療経営の実践的能力を習得することが可能である。

看護学科のカリキュラム・ポリシーは、看護師として必要な知識と技能を習得するために、専門教育科目と実践教育を基本としている。このカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・態度、技能、保健医療活動、調整力、自己研鑽の実践に基づいている。これらのカリキュラムは、学生が卒業時にはディプロマ・ポリシーに沿った高い資質を持つ医療人として社会に出るための準備が整うように編成されている。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は、これらの教育活動が相互に関連し合っており、学位を授与される際には、学生が高度な専門職としての能力を身につけていることを保証するものである。

大学院薬学研究科では、薬学の専門的な知識と技術、および臨床薬学に関する高度な研究能力の習得を目指して教育課程が編成されている。カリキュラム・ポリシーにおいては、研究を行うための倫理観や国際的感覚、プレゼンテーション能力を醸成することが強調されており、これらはディプロマ・ポリシーにおける高度な研究能力および専門的知識の習得と密接に連携している。また、カリキュラム・ポリシーにおける具体的な教育活動として、研究能力を養成するための科目が配置されており、これにより学生はディプロマ・ポリシーで定められた博士論文の作成過程において、自らの研究成果を適切にプレゼンテーションできる能力を獲得することが可能である。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

薬学科および漢方薬学科の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づいた上で、薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和4年度改訂版）に準拠しながらも、本学独自の教育内容を加えることで、時代の要求に応じた教育を実現している。具体的には、教養教育、語学教育、倫理教育、薬学専門教育等を総合的に編成し、学生が薬学の専門性のみならず、広い視野を持つ医療人として成長できるようにしている。教養教育科目は医療人として必要な人間性や知性を養うために、1年次および2年次を中心に配置している。これにはヒューマニティ・コミュニケーション科目も含まれ、学生が社会で必要とされるコミュニケーション能力を身に付けることを目指している。また、国際的な医療現場で活躍できるように、1年次から4年次にかけて継続的な英語教育を実施している。このように、薬学教育モデル・コア・カリキュラムに沿った専門教育科目に至るまでの知識と技能を段階的に学ぶことができる。また、各科目の関連性をカリキュラム・マップおよびカリキュラム・ツリーに示し、学生自身が学びの一貫性を理解できるよう配慮している。4、5年次には実務実習を配置し、実際の医療現場での経験を通じて、学内で学んだ知識と技能を実践的に応用する機会を提供している。

薬科学科では、カリキュラム・ポリシーに基づいて、4年制の教育プログラムを提供しており、医療データサイエンスや医療ビジネスの分野における専門性の育成に焦点を当てている。医療データ科学専攻は、医療におけるビッグデータの利活用と、その分析能力を養うための教育を行っている。教育カリキュラムとしては、初年度からデータ分析の基礎

を学び、進行するにつれて In silico 解析学、デジタル細胞生物学、ケモインフォマティクス学などの専門科目を配置している。生命医科学専攻では、経営ビジネス・マネジメント能力を養う教育を行っており、医療ビジネス概論、ビジネスマナー論、医療経済学など、医療ビジネスの基礎から応用まで幅広く専門科目を配置している。

看護学科では、ディプロマ・ポリシーに対応して策定したカリキュラム・ポリシーに基づき、「教養・基礎分野」「専門支持分野」「基礎看護学分野」「専門実践分野」「看護統合分野」「保健師教育科目」「助産師教育科目」の7つの科目区分から体系的に編成し、カリキュラム・マップおよびカリキュラム・ツリーに組み込んでいる。また、看護専門職として理論的、科学的な基礎的看護の実践力を身に付けるための教育展開を図ることから、学部教育4年間を通して豊かな人間性ならびに専門職としての知識・技術・態度を養うことができるように、講義、演習、実習を統合化し、体系的に発展させるための科目を年次配当している。

大学院薬学研究科では、薬学の高度な専門知識と研究技術の習得を目指しており、カリキュラム・ポリシーに基づいた上で、独自の研究を行いながら高度な問題解決能力を養うプログラムが提供されている。学術的な厳しさを持ちながら、実験技術やデータ分析スキルの高度化を図る科目が組み込まれた教育カリキュラムとなっている。研究活動は、指導教員のもとで個別にプロジェクトが進められ、国内外の学会発表や研究論文の発表を通じて、研究成果を社会に還元することが奨励されている。

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育は、専門知識の習得だけでなく、広い視野を持ち合わせた医療人の育成を目指すために重要な役割を果たしている。この教育課程は、学生に医療人としての基礎的な素養と共に、社会的な課題への理解を深めるための知識を提供している。教養科目は、基礎科学から人文科学、言語教育までカバーしている。具体的には、医療現場で求められる豊かな表現力や感受性を養うために、文化や文学の理解を深め、患者とのコミュニケーションや保健・医療チーム内での協働においてもその能力を活かせるよう編成されている。

【薬学部】

「倫理学」は、医療人としての職業倫理に対する理解を深めることが目標である。これにより、今後直面する倫理的なジレンマや患者の権利を尊重する姿勢についての教育が行われている。また、「経済学」や「法学」の授業を通じて、医療分野における経済的・法的な側面を学び、医療人が法規制や経済動向を理解し、適切な判断を下せるように支援している。「哲学」では、論理的思考や倫理的問題への深い洞察を養い、医療現場での意思決定に役立てるための基盤を提供している。「英語」や「中国語」、「フランス語」などの言語科目は、国際的な医療環境で活躍できるように、専門的な用語だけでなく、日常会話にも対応できる言語能力を身に付けることを目指している。「心理学」や「情報処理演習Ⅰ、Ⅱ」は、医療従事者として患者の心理を理解し、或いは、情報技術を活用して効率的に業務を遂行する能力を養う。特に「心理学」では、患者の心理的な側面に対する理解を深め、より質の高い医療を提供するための準備を行っている。また、「文章表現論」「プレゼンテーション論」「コミュニケーション論」は、情報の効果的な伝達方法を学ぶことで、学術的なコミュニケーション能力を高め、医療現場での明確かつ効果的なコミュニケーション

ョンを実現することを目的としている。

【看護学部】

薬学部との共通の教養教育科目に加えて、必修科目の「ジェンダー論」と「看護学生のための生物・化学」および「看護学生のための数学・物理」の自由科目2科目が設置されている。また、本学科では保健師教育課程を備えているため、選択科目には、養護教諭二種免許に必要な科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）「日本国憲法」「スポーツⅠ、Ⅱ」「医療統計学」を開講している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教授方法の工夫と開発において、FD・SD委員会を中心に、全科目に対する「学生授業評価アンケート」を科目終了時に行い、結果を半期ごとにまとめ科目責任者へフィードバックしている。「学生授業評価アンケート」は教員評価と学生の自己評価の両面から行われている。教員評価の項目は「到達目標がきちんと示された」「シラバスとの整合性がとれていた」「配布資料に工夫がされていた」「黒板の文字やスライドはみやすかった」「授業内容に興味をわくような工夫がされていた」「理解させるための工夫がされていた」「教員に熱意がみられた」「質問等について教員からのフィードバックがあった」等の項目である。この結果に基づき科目担当者が教授方法の改善を図り、効果的な実施となるよう取り組んでいる。

シラバス、学生便覧および大学ホームページに、科目担当教員のオフィスアワーを開示し、講義で理解しにくい部分について質問しやすい環境を整えている。令和2（2020）年から令和6（2024）年度の「学生授業評価アンケート」の教員評価結果では、ほとんどの科目で5段階評価の4以上を示しており、このことから効果的な授業が実施されていると考える。

学生が能動的に学び、自己の知識と技能を積極的に拡張できるような環境を整備している。具体的な取り組みとして、Microsoft 365 および e ポートフォリオ(IPo)を全学的に導入し、学生と教員のコミュニケーションの活性化および学修の質の向上を図っている。学内のネット環境の充実により、対面講義とオンライン講義（ライブ配信やオンデマンド配信）を併用するハイブリッド型教育を実施している。この体制は、学生にとって学修の柔軟性をもたらし、それぞれの生活リズムや学修スタイルに合わせて、効果的な学修が可能となっている。また、一部の講義では、講義動画の公開を行うことで、授業内容の復習を容易にし、理解を深めるのに寄与している。

データサイエンス・AI 教育プログラムの展開により、本学のデータサイエンス教育導入プログラムは、文部科学省「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度」に基づく「認定教育プログラム（リテラシーレベル）」に認定されている。教授内容・方法の改善のためには、各授業に対する「学生授業評価アンケート」を実施し、得られたフィードバックに基づいて、教育内容の見直しと改善を行っている。このアプローチは、教育の質を継続的に向上させるための重要な手段となっており、学生の満足度の向上にも寄与している。

アクティブ・ラーニングの導入は、学生の問題解決能力や批判的思考力の向上を目的としている。特に、「早期臨床体験（薬学部）」、「薬学概論（薬学部）」、「プレゼンテーショ

ン論（薬学部）」、「総合看護学演習（看護学部）」等の科目では、SGD やプレゼンテーションを通じて、実践的な技能の習得を促進している。これらの科目では、医療人としての職業倫理や患者安全への配慮が重視されている。

薬科学科では、Open AI 社の生成AIである ChatGPT を活用した講義・演習を導入し、学修支援ツールとして課題作成や自宅学習における利活用を積極的に推進している。

看護学部では、FD・SD 委員会の主導で「教員相互授業参観」を実施しており、異分野の教員からのコメントを参考にすることで、講義方法のさらなる工夫へと繋げている。

大学院薬学研究科では、研究進捗報告会（中間報告会）を実施しており、研究活動の進捗を学生－教員間で共有し、また学生が批判的なフィードバックを受ける機会を設けている。このプロセスは、学生が自己の研究を客観的に評価し、さらなる質の向上を図るための重要な手段となっている。

（3）3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教授法の改善については、学生、教員相互の意見を取り入れ、教授技術の向上を図ることを推進する。また、FD・SD 研修会を定期的に開催し、教育技術の最新動向や効果的な教授方法についての共有を進める。これにより、教員の教育スキルが向上し、学生の学びがより充実することが期待される。また、教授法として、アクティブ・ラーニングの取り組みをさらに拡張し、学生の能動的な学修促進に努める。具体的な施策として、授業内でのケーススタディの導入、プロジェクトベースの課題、現場と連携した実践的な学修の機会を増やすことを計画している。これらの取り組みにより、学生が理論だけでなく、実際の問題解決能力を身に付けることができるようになる。さらに、国際的な視野を持った教育プログラムの開発にも注力する。具体的には、留学プログラムや海外医療研修を促進し、学生の国際的な感覚とコミュニケーション能力の向上を図る。これにより、グローバルな医療環境で活躍できる医療人の育成を目指す。また、学内のデジタル化（無線 LAN（Wi-Fi）環境の強化）を推進し、教育の質の向上を図るための IT 基盤を強化する。これにより、学生一人ひとりの学修スタイルに合わせたカスタマイズされた教育提供が可能となり、効率的かつ効果的な学修環境の構築を目指す。

薬学科および漢方薬学科では、薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂に伴い、カリキュラム・ポリシーおよびディプロマ・ポリシーの全面的な改訂を行った。これに伴い、令和 6（2024）年度入学生より、新カリキュラムでの教育を実施している。

薬科学科は、令和 7（2025）年度に完成年度を迎えるため、三つのポリシーおよび現行カリキュラムの評価・検証を進める。

看護学科では、ディプロマ・ポリシーに基づいた薬物療法に関する正しい知識をもった人材の育成という特色あるカリキュラムを実施しており、今後も社会情勢等の変化に即して見直していく。また、文部科学省が提示している「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」と学生の習熟度を踏まえ、完成年度以降の科目や配当年次の検討をすべく、カリキュラムプロジェクトチームを立ち上げて検討している。

大学院薬学研究科は、本年度、完成年度を迎えたため三つのポリシー、現行カリキュラムおよび学位審査に関する内規の評価・検証を進める。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法および学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを基盤として、学修成果の評価体系を整備し、教育の質の継続的な改善に努めている。令和 6（2024）年度からは、卒業時における学修成果の可視化を達成するため、より具体的な評価項目を含むアセスメント・ポリシーを全学的に掲げ、三つのポリシーに基づく点検・評価の高精度化を図っている。この点検・評価は、自己点検・評価委員会をはじめ、教務委員会、実務実習委員会、入試委員会、学生委員会、FD・SD 委員会、厚生委員会および教学 IR 委員会と協働して、組織的かつ計画的に行っている。（図 3-3-1）（図 3-3-2）

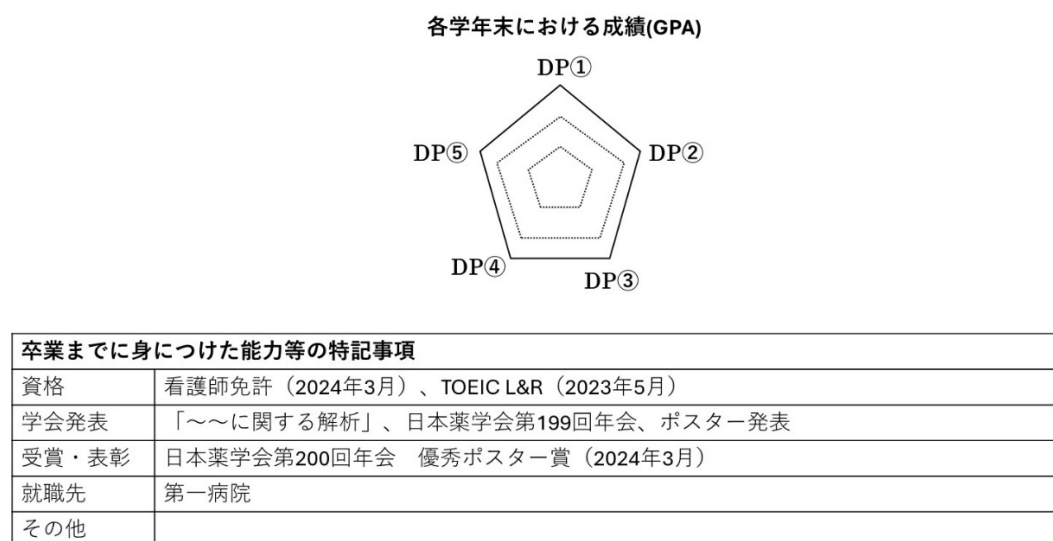


図 3-3-1 学修成果の可視化の例

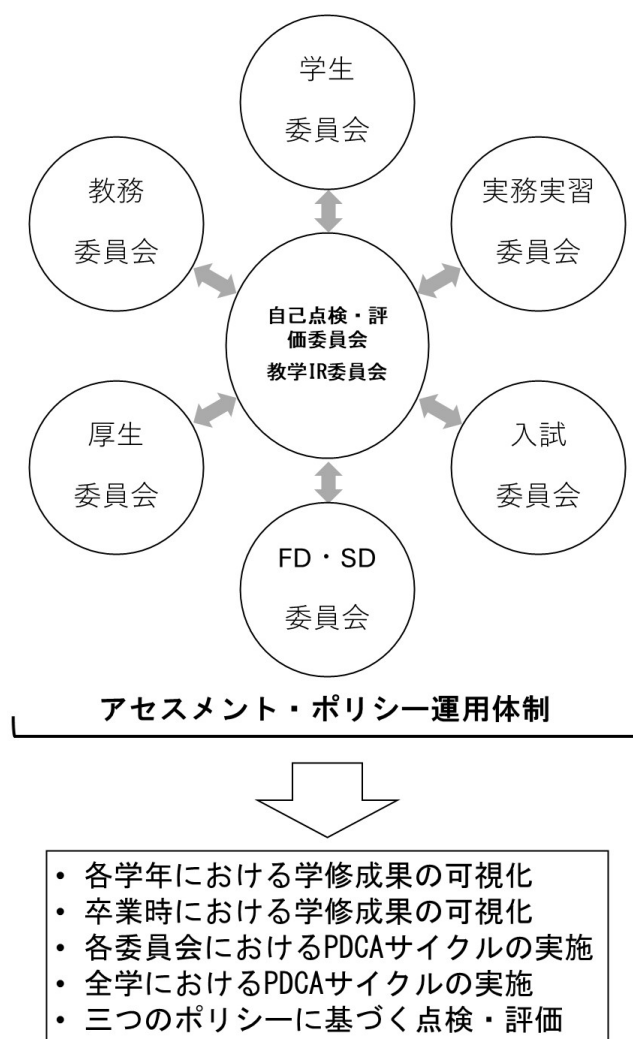


図 3-3-2 アセスメント・ポリシーに基づいた学修成果の評価のイメージ

科目ごとの学修成果については、該当するディプロマ・ポリシーの項目①～⑩、一般目標（GIO）、到達目標（SBOs）、授業の形態をシラバスに記載し、授業を通して学生が身に付けるべき知識や能力などを明確に示している。科目ごとの学修成果の点検・評価については、評価方法（ルーブリック表の利用の有無を含む）と評価基準をシラバスに明示し、学生に周知した上で行っている。薬学科、漢方薬学科における「早期臨床体験」や実務実習の「事前学習」、「実務実習」、各学科および大学院薬学研究科におけるSGDを主体とするヒューマニズム関連科目や卒業研究、各科目のレポート課題については、ルーブリックを用いて評価している。薬学科、漢方薬学科における「実務実習」においては、薬学モデル・コア・カリキュラムに準拠したルーブリックおよび実習日誌によるポートフォリオ評価を行っている。各学科の「卒業研究」においては、研究の位置づけ、研究の実践、成果発表と到達目標についてルーブリックによる評価基準を設け、評価している。

各科目については、学生授業評価アンケートを実施し、学生の授業への取り組み意欲、満足度、シラバスに沿った内容、理解度、教え方が適切であったか等を点検・評価している。薬学科および漢方薬学科では、薬学教育モデル・コア・カリキュラムにある「薬剤師として求められる基本的な資質・能力」に関して、関連する科目、そしてディプロマ・ポリシーとの関連性についてカリキュラム・マップおよびカリキュラム・ツリーに明示して

いる。したがって、これらの資料に基づいて個々の科目の学修を適切に実施することにより、学生は授業の形態や到達目標を明確に認識し、目標に対する自身の進捗を把握できる環境が整っている。

定期試験後に作成する学修ポートフォリオは、学生が自らの学修経験と成果を文書化し、学修過程を通じて得た知識、スキル、態度の変化を体系的に記録するものである。このポートフォリオ作成には、教員の指導のもと、学生が個々の授業や活動から得た学びを具体的に反映させ、自己の成長と学修目標に対する到達度を評価する過程が含まれる。ポートフォリオ評価は、担任・アドバイザー教員との定期的な面談を通じて行われる。面談では、学生がポートフォリオに記入した内容に基づき、学修の進捗状況、遭遇した課題、そしてそれに対する解決策について議論される。この対話を通じて、学生は自己の学修プロセスを振り返り、今後の学修計画に活かすための具体的なアドバイスを受けることができる。また、ポートフォリオには学生が参加した授業やワークショップ、実習、クラブ活動、資格取得などの学外活動・成果も含まれており、これらの経験がどのようにディプロマ・ポリシーに沿った学修成果に寄与したのかを評価する材料となる。学生はポートフォリオを用いて、自己の学修成果を定期的に評価し、必要に応じて学修計画を調整する。このように、学修ポートフォリオの作成とフィードバックは、学生の自主的な学修を促し、自己評価の精度を高めるための効果的な手法である。学生は自身の学修過程を客観的に見直すことができ、教員からのフィードバックを通じてさらなる学修の改善と成果の向上を図ることが可能となる。

3-3-② 教育内容・方法および学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

本学では、教育内容・方法および学修指導等の改善に向けた学修成果の点検・評価を、教務委員会、FD・SD委員会、そして自己点検・評価委員会を中心に行い、その結果のフィードバックによって継続的な改善を推進している。このプロセスにおける具体的な取り組みとして、教務委員会では、教学IR委員会から提供される学内データ（卒業率、進級率、退学率等）や各科目の単位付与率を基に、教育の質の保証と向上を図るとともに、教育内容・方法の適切性や、各学年・科目に対する教育指導の効果等を評価・議論している。

FD・SD委員会においては、教員自身による授業の自己評価と学生授業評価アンケートを基に、教育内容と指導方法の点検・評価を行っている。この評価は、教員と学生双方の視点を融合させ、教育の質の向上を目指している。アンケート結果からは、学生の学修経験と教育成果への満足度を把握することができ、教員自身の教授方法の実践的な改善に繋がっている。

自己点検・評価委員会では、これらの点検・評価の結果を審議し、教員連絡会議を通じて全教職員にフィードバックを行っている。このプロセスは、教育の各側面が連携し合いながら、全体としての教育水準の向上を図ることを可能にする。

学生の視点からのフィードバックでは、定期試験および追・再試験の終了後に行われる学修ポートフォリオの作成と担任・アドバイザーとの面談が中心である。これにより、学生は自己の学修成果と課題を把握し、個々の学修計画の調整が可能となる。また、教員からのフィードバックを受けることで、学修過程全体の見直しと、自己成長へとつながる学

修活動が促される。

教員の視点からのフィードバックにおいては、科目ごとの学修成果の検証とともに、学生授業評価アンケートを活用し、教育内容の適切性や学生の理解度に応じた教育手法の見直しが行われる。これにより、教員は授業への取り組み意欲や満足度を把握し、教育効果の最大化を目指している。定期試験後には、科目担当者が結果について講評を行い、単位を修得できなかった学生に対して補講などのフィードバックを行った後に再試験・再評価を実施している。

これらのフィードバックの実施により、本学は教育内容および学修指導の質の継続的な改善を図るとともに、教育の質保証の枠組みを確固たるものとしている。学生、教員、学内データを活用した全体的なアプローチは、教育目標の達成に向けての具体的なステップを提供し、教育の質の向上に寄与している。このように、本学では、教育内容・方法および学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックを実施している。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 6（2024）年度には医療現場や研究領域の変化に即応するための新しいアセスメント・ポリシーを導入した。本ポリシーを利用した評価は、学生が身に付けるべき知識、技能、態度を明確化し、それらに基づく評価指標を設定することで、教育の目標達成度を明確にする。カリキュラム内の各科目間の連携を強化することで、ディプロマ・ポリシーに沿った学修成果が効果的に達成できるよう取り組んでいる。令和 6（2024）年度の卒業生の教務データを用いて、新アセスメント・ポリシーに基づいた評価を実際に行うことで、評価・検証の精度を向上させる。さらに、形成的評価と総括的評価を組み合わせることにより、学生の学修進行中の成長を逐次的に評価し、可視化する。未来計画として、より効果的な学修支援を行うために、次のような具体的な方策を展開する。まず、ポートフォリオ評価をさらに発展させ、学生が自己の学修成果を継続的に記録し、反映させることができるよう支援する。ポートフォリオには、学内活動だけでなく、学外での実務経験や参加したセミナー、ワークショップなども積極的に取り入れ、実践的な学びを促進する。また、令和 7（2025）年度より、就職先への卒業後調査を再開し、三つのポリシーの評価・検証に活用する。各委員会で収集している学生に関する定量・定性データを、教学 IR 委員会に集約し、データを活用した評価体制を構築していく。

看護学部では、令和 5（2023）年度に卒業生を輩出したため、就職先への卒業後調査を新たに実施する予定である。看護学教育モデル・コア・カリキュラムに沿ってカリキュラムプロジェクトチームが中心となり、**ディプロマ・ポリシーと各授業科目内容の整合性を確認しながら三つのポリシーの見直しを行っていく予定である。同時に、アセスメント・ポリシーの作成と検証を行うと共に、教育カリキュラムの点検・評価を行っていく。**

〔基準 3 の自己評価〕

本学における教育課程は、教育目標の達成に向けて体系的かつ一貫性を持って編成されている。薬学部、看護学部、大学院薬学研究科それぞれにおいて、ディプロマ・ポリシー

を策定し、学生や教職員に周知徹底している。これにより、各学科の学生は卒業に必要な学修成果を明確に理解し、自身の学修を進める指針としている。

ディプロマ・ポリシーに基づき、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準を策定し、厳正に適用している。このような基準の適用により、学生の学修成果は正確に評価され、適切な進級や卒業が確保されている。また、各教育プログラムはカリキュラム・ポリシーに基づいて体系的に編成され、教育目標の達成を目指している。これらのポリシーは大学ホームページや学生便覧に掲載され、履修ガイダンス等を通じて学生に周知されている。教養教育も適切に実施されており、学生の幅広い視野を育む教育が行われている。さらに、教授方法の改善・工夫に積極的に取り組んでおり、FD・SD委員会を中心に教員の指導能力向上を図っている。学生授業評価アンケートの結果を反映して教育内容の改善を行うことで、教育の質の向上を図っている。

学修成果の点検・評価については、ディプロマ・ポリシーに基づいて具体的な学修目標を設定し、アセスメント・ポリシーを策定して学修成果の可視化を図る取り組みを行っている。これらの点検・評価結果は、教務委員会、FD・SD委員会、自己点検・評価委員会を中心に教育内容や方法の改善に反映されており、教育の質の向上に寄与している。

以上のように、本学はディプロマ・ポリシーに基づき体系的な教育課程を編成し、教授方法の改善を継続的に行っている。また、学修成果の点検・評価を通じて教育内容の改善を図る仕組みが確立されており、教育の質を高める努力が行われていることから、基準 3 を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの

確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの

確立・発揮

本学の学部における意思決定は、学則および各種規程に則って行われている。教育研究に関する主要な事項は、学内の各種委員会から提議され、教授会の意見を聴いて学長が決定している。一方、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要な事項については、教授会で審議し、学長に意見を述べることとしている。

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、学則第 49 条において、「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」、「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」、「学部長は、学部に関する校務をつかさどる」と定め、副学長および学部長は学長を補佐する体制となっている。

大学院薬学研究科においては、研究科長が大学院における校務をつかさどり（大学院学則第 49 条 3）、また研究科委員会では大学院薬学研究科の教育研究に関する重要事項を審議し、学長に対し意見を述べることとしている（大学院学則第 50 条）。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

使命・目的の達成のために、各種委員会規程を整備し、委員会を設置している。各委員会は、それぞれの目的に従って、教学マネジメントを担当している。また、それぞれの委員会規程の改廃は教授会審議事項であり、最終的には学長が決定することとなっている。各委員会の構成についても、学長が意見を述べることができる立場となっており、権限の適切な分散化と責任の明確化がなされている。

教授会は学則によって、大学および各学部に置くとされている。学則および第一薬科大学教授会規程によって、教授会は、学長が「①本学の将来構想、将来計画に関する事項、②教育研究の組織・体制に関する事項、③学則その他大学諸規程に関する事項、④学位授与に関する事項、⑤教員の人事に関する事項、⑥学部教授会から上申された事項、⑦その他、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が諮問した事項」について決定を行うにあたり意見を述べるものとして定めており、学内に周知している。また、学部教授会は、第一薬科大学学部教授会規程によって、学長が「①教育課程の編成に関する事項、②学生の入学、退学、休学、転学に関する事項、③学生の単位認定に関する事項、④学生の賞罰に関する事項、⑤その他、学部長が諮問した事項」に

ついて決定を行うにあたり意見を述べるものとして定めており、学内に周知している。教授会は、学長に意見を述べる審議組織として、各委員会の上に位置している。また、学長は教授会に意見を聴くことが必要とする教育研究に関する重要な事項を予め周知している。

大学院薬学研究科においては、基本的に学部の委員会組織によって教学マネジメントがなされており、研究科委員会を通して、学長に対して意見を述べることとしている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

各種委員会には課長をはじめ事務職員も所属し、教職一体となって委員会を運営している。また、教務部長、学生部長、入試部長、就職部長、図書館長は、それぞれの委員会の委員長を兼ねており、また、各課長は課単位の事務組織をマネジメントしている。

部長職が委員長となっていない委員会においては、教授が委員長となっており、事務職員も所属している。以上のことから、教学マネジメントの遂行に必要な委員会組織では、教職一体となって委員会の運営を行っており、その役割も明確なものとなっている。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

教学に関わる学内意思決定組織と実行組織は適切に整備され十分に機能しており、学生の要求にも適切に対応していることから、今後とも体制の維持・継続に努める。また、大学の円滑な意思決定と学長のリーダーシップを発揮できる体制は整備され、適切に機能しているが、社会情勢を鑑み今後も自己点検・評価活動を継続的に行う。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的および教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

4-2-① 教育目的および教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教育目的および教育課程に即した教員の採用および昇任による教員の確保と配置に関する取り組みは、「学校法人都築学園大学教育職員選考規程」と「第一薬科大学教育職員選考委員会規程」に則り、適切に行われている。これは、教育業績、研究業績、キャリア、経験年数をはじめ、教育に対する考え方や抱負、学生指導能力等を総合的に評価し、教授会での審議を経て理事長が最終的な採用および昇任の可否を決定する体系的なプロセスによるものである。

教員の採用については、教育職員選考委員会が、教育業績、研究業績、キャリア、経験年数のみならず、教育に対する考え方や抱負、学生指導能力等を総合的に審査している。

その結果を教授会で審議した後、学長に意見を述べ、学長は教授会の意見を聞いて、理事会に推薦する。推薦された教員について、理事長が決定し、採用を行っている。

また、昇任についても、教員採用に準じて、教育職員選考委員会が教育職員昇任基準内規に基づいて、教育業績、研究業績、キャリア、経験年数、教育に対する考え方や抱負、学生指導能力、管理運営能力等を総合的に審査し、教授会での審議後に学長に意見を述べ、理事会にて決定している。

教員の配置に関しては、各学科において、分野・センター・領域制を採用している。これにより、12分野、3センター、看護9領域にわたる専門的な教育研究体制を構築し、専任教員はそれぞれの専門性に基づいた教育活動を行っている。薬学科および漢方薬学科における臨床系教員は9人であり、大学設置基準で定められた専任教員数（7人）を満たしている。

看護学部では保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づく条件を満たし、かつ専門領域の業績を有するものを選考している。また、保健師教育課程および助産師教育課程についてはそれぞれの資格を有する教員が3人以上配置されている必要がある。看護領域の統合化によりこの条件は満たされている。

実務経験のある教員（本学に就任前の経歴で大学等の教員以外の経歴を有する者）が担当する授業科目については、シラバスに明記している。また、卒業要件の1割以上の科目を実務経験のある教員が担当している。

大学院薬学研究科では、文部科学省の資格審査を得た20人の教授および1人の准教授が研究指導・大学院講義を担当している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

専任教員の質の向上と教育効果の拡大を図るため、本学では「専任教員の教育および研究活動の業績」を毎年作成している。この業績評価は、教員個々の研究成果、教育実績、学内外での貢献活動を評価するものであり、教員自身の自己反省と目標設定の契機となっている。これにより、教員一人ひとりが自己の職務に対する責任と成長を意識することが可能となり、教育の質の継続的な向上を実現している。

さらに、FD・SD講演会やFD・SD研修会などを通じて、教員が最新の教育技術や理論を学び、教育方法の革新を図っている。令和5（2023）年度から導入された年間を通じたFD・SDプログラムの企画・実施は、教育方略全体の最適化を図るものである。これにより、教員は教育目標を達成するための多様な教育技術や手法について継続的に学び、それを実践する機会を得ている。このプログラムは、教員自身の教育スキルの向上だけでなく、学生への教育効果の最大化を目指すものであり、結果的に学生の学びに対する満足度の向上にも寄与している。

特に、看護学部では、初めて大学教員になる人のための教育力および研究力育成のために、学位保有状況に合わせて博士の学位取得のための支援を行い、将来を担う教育研究者として力量形成を図ることができるように領域ごとに支援体制を構築している。具体的には、①大学院博士課程への通学が容易になるよう業務の調整を行う、②領域会議の実施、③専門領域の講義に関する討議、④研究力を高めるための領域内での共同研究の実施など

である。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

多様な学問分野からの積極的な若手教員の採用を進め、教育および研究活動のさらなる充実を図る。特に、デジタル技術の利用や国際的な視点を持つ教員の採用を強化し、教育内容の革新と国際競争力の向上を目指す。

さらに、教員の昇任制度における評価基準を見直し、教育業績だけでなく、学生への影響力や社会貢献も評価の対象とすることで、教員自身のモチベーションの向上と質の高い教育の提供を促進する。FD 活動については、教育技術の最新動向を反映した研修プログラムを企画し、教員が新しい教育方法や技術を効率的に学べる体制を確立する。これにより、教員の指導方法が革新され、学生の学びがより深まることが期待される。

また、教員の組織的配置と責任体制の明確化を図るため、令和 7（2025）年度からは基幹教員制へと移行する。これにより、教育・研究・社会貢献の各分野において中心的役割を担う教員の明確化と業務分担の効率化が進み、教育の質保証体制の強化と大学全体の機能的統合が図られる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

毎年度の始めに新任の教職員を対象として、本学の建学の精神、教育・研究の目標、三つのポリシー、教育・研究活動、各種委員会活動、学生支援活動、および学務システムの取り扱い・操作等について説明し、本学の教職員として身に付ける内容についての資質向上に努めている。

また、職員の資質・能力向上への取組みとして FD・SD 委員会を編成し、同委員会において年度内の活動に関する実施計画を作成して実行している。具体的な実施項目として、教授会、教員連絡会議、学内外で実施される各種研修会に参加している。また、教職員の業務スキル向上のため、資格の受験費用補助を PARKS 活動の一環として行っている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員のモチベーションを向上させるため、学生理解を深めるための研修会や授業評価および成績評価に関する講習会を企画し、実施していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

薬学部および大学院薬学研究科においては、教授は個室に配置し、准教授・講師・助教・助手は実験室等に配置している。さらに各研究室分野には研究活動を行うための実験室を設置し、教員と所属学生の研究活動に利用している。

薬学部には、本館（4 階建）と新館（7 階建）があり、講義室・演習室、実習室、研究室、自習室を整備している。その他、図書館、実験動物飼育施設および薬用植物園を設けている。教育研究施設としては、令和 6（2024）年 5 月 1 日現在、12 研究室分野のほか、地域医療薬学センター、薬学教育推進センター、先端医薬データ研究センターの 3 センターを置き、教育研究活動が十分行える研究環境を整えている。共同利用施設（新館）の中央機器室には、核磁気共鳴スペクトル（NMR）や質量分析スペクトル（MS）等、教育研究上の目的に沿った機器を配備している。

看護学部棟においては、教授・准教授・講師は個室に配置し、助教については合同研究室に仕切りを設け個室化した研究室に配置している。学外実習を支援するための要員として、専任教員とは別に実習助手 5 人（非常勤）を助手室に配置し、教員の研究に間接的な支援として機能している。

それぞれの研究設備については、研究倫理委員会、組換え DNA 安全管理委員会、図書委員会、薬用植物園管理運営委員会、中央機器室管理運営委員会、実験動物施設管理運営委員会で管理して、適切に運営している。研究活動推進委員会主導で、年に 2～3 回、数名の学内教員が研究活動を発表する機会を設けている。また、研究者が研究に専念しやすい環境を整えるためにバイアウト制度を導入している。これに加えて、「第一薬科大学学術研究者の受入れに関する内規」を設け、外部研究者の受け入れを行い、研究活動の促進に努めている。さらに、研究年報を編集し、各学部・分野領域ごとの 1 年間の研究業績を紹介する場とし、研究成果の共有と発展に寄与している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

ヒトを直接対象とする研究については、「臨床研究倫理審査委員会規程」に則り研究倫理委員会が妥当性を審査している。研究倫理教育については、研究倫理委員会が担当しており、教職員へは 3 年毎の、新任教職員および薬学部 3、4 年生へは毎年の研究倫理 e-ラーニング受講を義務づけている。また、企業との共同研究等に関する利益相反の管理についても、研究倫理委員会が担当している。

動物を対象とする研究については、「実験動物施設管理運営委員会規程」に則り実験動物施設管理運営委員会が妥当性を審査している。動物実験に関する倫理教育については、教職員および薬学部 2～4 年生へ毎年の実験動物教育訓練講習会の受講を義務づけている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究費予算の配分については、「教育研究費予算委員会規程」に則り、教育研究費予算委員会が担当している。また、中央機器の整備、情報機器の整備については、それぞれ中央機器室管理運営委員会および情報ネットワーク委員会が対応している。

研究活動推進委員会が中心となって、外部資金の獲得を目指した努力をしている。科研費申請で不採択になった研究者を対象に、学内の奨励金制度を設け、次年度の科研申請へ繋がるように研究の推進を図っている。また、若手の科研費申請者に対しては、科研費採択者による申請書の事前チェックなどの支援を行い、研究意欲の醸成と採択率増加に努めている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

中央機器室の大型機器については修理や更新が必要なものも増えており、その対応については継続して行う。また、科研費を含めた外部資金の獲得のために今後も継続した研究支援を行う。

〔基準 4 の自己評価〕

本学は、学長が適切にリーダーシップを発揮できる環境となっており、学長をトップとしながらも、権限を適切に分散し、責任と役割を明確にした教学マネジメントがなされている。教員と職員は適材適所に配置しており、十分に機能している。教員の研究教育活動の質を向上させるための FD 活動、大学運営に関わる職員の質を高めるための SD 活動は適切に実施され、個々の職能開発が適切に行われている。

研究教育活動の充実を図るために、バランスのとれた教員配置が行われているとともに、研究活動の活性化に向けて環境整備が図られており、研究倫理についても適切な運用がなされている。以上のことから、基準 4 を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人都築学園（以下、「法人」という。）は、建学の精神「個性の伸展による人生練磨」により社会に有用な人材を輩出するため各種の学校を運営している。寄附行為第 3 条において、「この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と定め、これらの法令を遵守し、理事会、評議員会等を設置して運営している。

理事、監事および理事会に関する事項は、寄附行為第 3 章に、評議員会および評議員に関する事項は、寄附行為第 4 章に定められており、法令および諸規則に基づき経営の規律と誠実性を維持する体制を整え法人運営を行っている。

また監事は、「学校法人都築学園監事監査規程」に基づき定期又は臨時に監査を行い、私立学校法第 37 条に定められた監事の職務を遂行し、法人の健全な運営に寄与している。

本学は、建学の精神に基づき、私立学校としての自主性を確立するとともに、法人の監督指導の下、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や諸規程を整備し、高等教育機関として社会の要請に応える経営を行っている。

特に、私立学校法第 33 条の 2 および同第 47 条に定められた情報の公開については、「学校法人都築学園 情報公開規程」を定め、「寄附行為」、「計算書類（「財産目録」、「貸借対照表」、「収支計算書」「監査報告書」）、「事業報告書」、「役員等名簿」および「学校法人都築学園役員の報酬等に関する規程」を法人事務局に備え、請求があった場合は閲覧できるようにしている。

また、前述の閲覧に供している書類は、学校教育法施行規則第 172 条の 2、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6、および大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 2 条で公表を義務化されている情報と共に各大学のホームページで公表している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

寄附行為に規定されている法人の意思決定機関として理事会を、また、諮問機関として評議員会を定例および必要に応じ開催し、経営、財務、主要人事、各学校の学則の改廃等の重要事項について審議を行っている。

法人および大学は、理事会で承認された中期計画（経営改善計画）に基づき、年度の事業計画を策定するとともに、これらの計画に基づく業務の遂行状況を分析・検討して、その達成度を事業報告書として作成するとともに次年度の事業計画に反映させることで

PDCA サイクルを継続的に行い、目的実現のため努力している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

法令等に基づき定めた法人の規程に基づき、各種規程を定めて「安全衛生委員会」を組織して取り組んでいる。

学内の環境保全に関しては、建築物維持管理計画表を作成し、定期的に部外の専門業者による空気・飲料水・排水等の検査を行っている。定められた基準に基づいて測定結果を福岡県に報告している。

また、感染性（医療）廃棄物処理については定期的に、一般産業廃棄物については年数回専門業者による廃棄を行っている。

キャンパスおよび周辺道路は喫煙禁止区域となっており、保全・美化を目指して構内外の清掃を行うとともに、キャンパスの植栽・樹木の手入れ、除草を計画的に行っている。

人権を保護するために、「学校法人都築学園 個人情報保護規程」「学校法人都築学園 ハラスメント防止規程」「学校法人都築学園 障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」を規定するとともに、大学においては、「ハラスメント防止に関する規程」を定めるとともに「ハラスメント防止委員会」を組織し、ハラスメントの防止および問題解決に関する具体的な施策を推進している。

ハラスメントについては、リーフレットを学生・教職員に配布するなど、周知、啓蒙に努めている。

また、「個人情報保護規程」を定めるとともに、「個人情報保護委員会」を組織し、個人情報の適正な取り扱いと業務の円滑な運営を図っている。

危機管理については、「学校法人都築学園 危機管理に関する規程」に基づき、大学の「危機管理規程」を整備し、学内と学外において発生が予想される事案に区分して対処要領を定めている。

「安全衛生委員会」が、学生および教職員に対して、学内避難ルート、学内防災設備および大規模自然災害時の対応マニュアルについて教育を行うとともに定期的に避難訓練を実施し、防災への意識を高めている。

キャンパスでは、保安会社により昼夜、休日・祝日を含めた警備を行うとともに、監視カメラにより、構内の出入り、異状の有無を監視している。薬学部・看護学部それぞれに AED を設置し、緊急時の救護体制をとっている。

また、「遺伝子組換え実験安全委員会規程」および「実験動物施設管理運営・倫理委員会規程」を定め、微生物、遺伝子、毒物、化学物質、実験動物などの取り扱い・管理要領について徹底を図り、安全の確保に努めている。動物実験については「動物実験指針」を定め、科学的観点からはもとより、動物福祉の観点からの倫理性等に配慮した適正な実験の実施を図っている。

教職員の健康管理については、「学校法人都築学園 安全衛生管理規程」および「学校法人都築学園 ストレスチェック実施規程」を定めている。大学ではこれらの規程および労働安全衛生法に基づき、「安全衛生委員会規程」を定め、教職員全員に対して特定健康診断の受診を励行するとともに、必要に応じて有機溶剤を取り扱う業務に携わっている教職員に対する特殊健康診断を行っている。また、教職員自身のストレスを含む健康

状態を把握して、その対処の支援並びに職場環境の改善を通じて労働災害の防止に万全を期している。特に、メンタルヘルス不調となることを未然に防止するため、定期的にメンタルヘルスチェックを行うとともに、労働基準監督署へ報告している。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも社会情勢および各種法令の変化に適切に対応し、法令を遵守しつつ経営の規律と誠実性を維持していく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人の理事は、寄附行為第 6 条に 5 人以上 7 人以内と規定されており、現在、1 号理事（学園総長）、2 号理事（学長等・2 人）、3 号理事（評議員・2 人）、4 号理事（学識経験者・1 人）から選任され外部理事 2 人を含む 6 人で構成されている。

理事会を適宜開催し、主に寄附行為の変更、事業計画・予算、事業報告・決算、規程・学則の改廃、理事、監事、評議員の選任、法人の業務に関する重要事項等について審議している。

また、各大学の学長および法人事務局長が理事又は評議員に就任しており、理事会、評議員会の都度、学生募集、国家試験等の各学校の近況を報告し、学校運営に関する共通の認識を理事に持ってもらい、現状に基づいた意思決定ができる体制をとっている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

当法人の理事会は、外部理事を含め幅広い意見を取り入れる態勢を引き続き堅持するとともに、社会情勢の変化に柔軟に対応して、私立大学を取り巻く厳しい経営環境、社会情勢等に適応していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人および大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人および大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

5-3-① 法人および大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事長を長とする、各学校学長等、事務長等からなる「学園運営委員会」を設置し、理事会と各学校の意思疎通できる体制を構築し、理事会の決議事項の徹底、実行の監督や学校の状況把握等を実施していたが、それぞれの参加者の視点が大学から幼稚園までと差が大きいため、令和6（2024）年度以降、構成員を法人の理事の代表、各大学の学長等に限定し、理事会と大学の教学の意思疎通を強固にする体制を構築している。また、事務局長を長として各学校の事務長とからなる事務長会議を実施して、法人の現状把握、理事会の決定事項を共有して、理事会の意思決定を徹底している。

寄附行為第12条に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定められており、その権限、責任が明示されている。

理事長のリーダーシップを補佐するため、定期的に又は臨時に理事長の命を受け内部監査を実施している。定期監査は、法人本部内部監査室の計画に基づき法人事務局長又は経理部長を長として、臨時監査は、適任者をもって監査を行い、理事長意図を徹底するとともに、各学校の状況を理事長に適時に報告することにより、理事長のリーダーシップが発揮できる体制をとっている。

本学の意思決定は、学則および各種規程に則って行われており、教育研究に関する重要事項は教授会において審議し、教授会が学長に意見を述べ、学長が教授会の意見を聴いて意思決定を行っている。また、教授会の下に各種委員会が設置され、教育研究に関する主要な事項を教授会に提議している。図書館長、学生部長、教務部長、厚生部長、広報部長、入試部長は、それぞれの委員会の委員長を兼ねており、教授会および各委員会の運営が円滑に実施できる体制となっている。教授会で審議され、学長が決定した事項は、全教職員が参加する教員連絡会議において報告され、全般的な意思決定を共有している。

5-3-② 法人および大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

大学の学長を通じて、理事会・評議員会の場において大学の視点からの意見を述べるとともに、大学の管理運営について情報提供を行い、相互チェックする体制をとっている。また、前述の「学園運営委員会」を活用して、理事会の意思決定をサポートするとともに、理事会の決定事項に関する業務実施状況を確認し、相互チェックの機能性を維持・向上させている。

監事は、その独立性の確保および利益相反防止のため、法人の理事、職員（学園総長・学長・園長・校長・教員その他の職員を含む。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。

財産状況の監査は法人の財産関連書類の点検および公認会計士の監査に立ち会い、相互に連携して実施している。業務実施状況の監査は、主として、管理部門、教学部門の責任者等との面談によりインタビュー形式で現状を把握している。理事の業務執行状況の監査は、理事会等への参加や理事長等との面談等により確認している。また、監査計画を毎年作成し計画的に監査を行うとともに、毎年理事会において監査の結果について報告している。

評議員は寄附行為第 23 条に基づき選任され、理事の 2 倍を超える 17 人で、現状は①理事長、②学長、校長、園長 3 人、③法人職員 4 人、④卒業生 2 人、⑤学識経験者 7 人で構成されており、理事長の諮問機関として、寄附行為第 21 条に基づき、予算、事業計画、借入金、法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項等について理事長へ具申を行っている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人と本学の連携はスムーズに行われており、意思決定とその実行は迅速かつ効果的に行われている。今後も自己評価等を継続し、情勢の変化に応じた組織、体制の見直し等を継続的に行う。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

学校法人都築学園の経営改善計画（中期計画）を着実に実行することで、安定した経営基盤の確立を目指している。また、学校法人会計基準に準拠し、経常収支差額の改善を目的として各種施策を推進し、財務改善に努めている。学生募集の向上による定員の確保、外部資金の獲得、寄付金の充実、遊休資産の売却も視野に入れた活用および経費削減計画、借入金の着実な返済等に継続的に取り組んでいる。また、本学の財務運営に当たり、持続的な財務基盤を確立するため、常に収入と支出のバランスを考慮した運営を心掛けている。財政の基盤となるものは収入の大部分を占める学生生徒等納付金であるが、外部資金の導入や経費節減等を図ることにより経営の安定化に努めている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

安定した財務基盤を確立するため、適正な収入見積りとともに、所要の事業に基づいて予算を編成し、収支のバランスを確保している。各設置校の予算編成は、各校ごとに実施し法人で総括する等、全体と各部門での収支を意識した運営を図っている。また、外部資金導入に対しては、大学による科学研究費（科研費）の獲得、高等学校・幼稚園に対する私立学校運営補助金の受給、施設・設備の整備関連事業に関する施設整備補助金の獲得、「特定公益増進法人の証明」および「税額控除対象法人の証明」を取得し、寄付金募集を推進するなど財務基盤の強化に努めている。本学としては、持続的な財務基盤を確立するため、収入については学納金の確保を前提とした堅実な見積りのもと、科研費の獲得等さらなる収入源の多様化に努めている。支出については予算の執行にあたり、常に経費削

減に留意している。配分された予算の範囲内であっても、担当者は事前に見積もりを添付した伺書を提出し、承認を得た後、執行する厳格な予算執行に努めている。また、外部資金の導入として、科研費の獲得のほか各種機関・団体等から研究助成金や受託研究費の獲得、寄付金等の受入れも積極的に推進し、財政基盤の充実を図っている。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後も教育研究の目的を達成するために、収容定員の充足と経費の削減に留意し、収支バランスの適正化を図る。収入面においては、財政基盤および収支バランスの安定化を目指した外部資金の導入、特に整備事業等の補助金の申請や科研費等の受入れを積極的に推進し、申請件数の増加に努める。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準に準拠して、「学校法人都築学園経理規程」に基づき、正確かつ迅速な会計処理が実施され、財政および経営状況を明らかにしている。予算については、所掌各課などの執行状況を伺書などで把握し、半期・年度の計画との整合に努めるとともに年度途中において想定されなかった状況の変化等に対応するため新たに実施しようとする事業については、必要性を精査し、手順を経て補正予算をもって対応している。資金繰り表の作成および検証や各月末の資金の保有の状況を翌月初めに点検し、金銭事故の防止に努めている。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

法人の会計監査は、会計年度ごと監査法人および監事による監査を行っている。監査法人による監査については、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づき、会計年度ごと厳正に実施するとともに、5 月の決算監査終了後には監査報告書の提出を受け、会計における改善や課題等への取組を進めている。また、監事による監査については、学園監事監査規程に基づき、法人の業務および財産状況等について厳正に実施している。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

今後も予算編成の段階で、必要性および費用の妥当性を検証しつつ見直しを実施し、効率的かつ合理的な予算編成に留意する。また、予算の執行についても、伺書の起案段階で進捗状況を確認する等、適正な執行により経費節減に努める。

年度計画に基づいて、適正に会計監査を受検し安定的で適正な会計処理を継続する。

【基準 5 の自己評価】

学校教育法、私立学校法等の関係法令を遵守し、建学の精神を基本として教育および研究を実施し、使命・目的の実現に向けて継続的な努力を行っている。また、理事会による意思決定の体制は確立されているとともに、適切な管理運営体制の下、理事会等の決定事項のトップダウンおよび教学、関係委員会等からのボトムアップはスムーズに行われている。

財務状況については、全教職員を挙げての学生募集、各種補助金、研究助成金や受託研究費の獲得、寄付金等の受入れ等による外部資金の獲得等により財政基盤の充実を図っている。また、会計処理は、基準に従って適切に行われ、かつ会計監査体制も整備されており厳正に処理されている。以上のことから、基準 5 を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

学則第 1 条において定められた使命及び目的の実現を目指し、薬学部、看護学部（学則第 61 条）および大学院薬学研究科（第一薬科大学大学院学則第 2 条）が、それぞれの学則に基づき、自らの教育研究活動の自己点検・評価を行うことで、教育研究の質の向上を図っている。これは、教育研究活動の自主性と自律性を重視する本学の姿勢が反映されたものである。

具体的な組織体制として、「第一薬科大学自己点検・評価委員会」を設置している。この委員会は、中期計画に基づき本学の自己点検・評価の実施計画、実施体制、結果の活用方法、その他必要と認める事項について審議する責任を担っている。委員会は、学長をはじめとする学内の主要な役職者で構成されており、教育・研究・学生生活・厚生・入試等、大学運営の各面を代表する者が参加している。この多角的な構成は、内部質保証の責任体制の確立に資するものである。

自己点検・評価委員会（外部の専門家 1 人を委員に含む）は定期的に会議を開催し、教育研究活動の現状分析と評価、その後の改善策の策定に取り組んでいる。これにより、自己点検・評価の結果が具体的な改善活動に結びつける体制が確立されている。教育研究活動における課題の早期発見とそれに基づく改善措置の迅速な実施は、学内の質保証文化の醸成に寄与している。このように、内部質保証のための組織体制と責任体制の確立において、自己点検・評価委員会を核とした体制を構築し、その運用を通じて教育研究の質の向上を図っている。これは、内部質保証の効果的な実施を支える堅固な基盤であり、持続的な改善と発展を可能にしている要素であると自己評価している。（図 6-1）

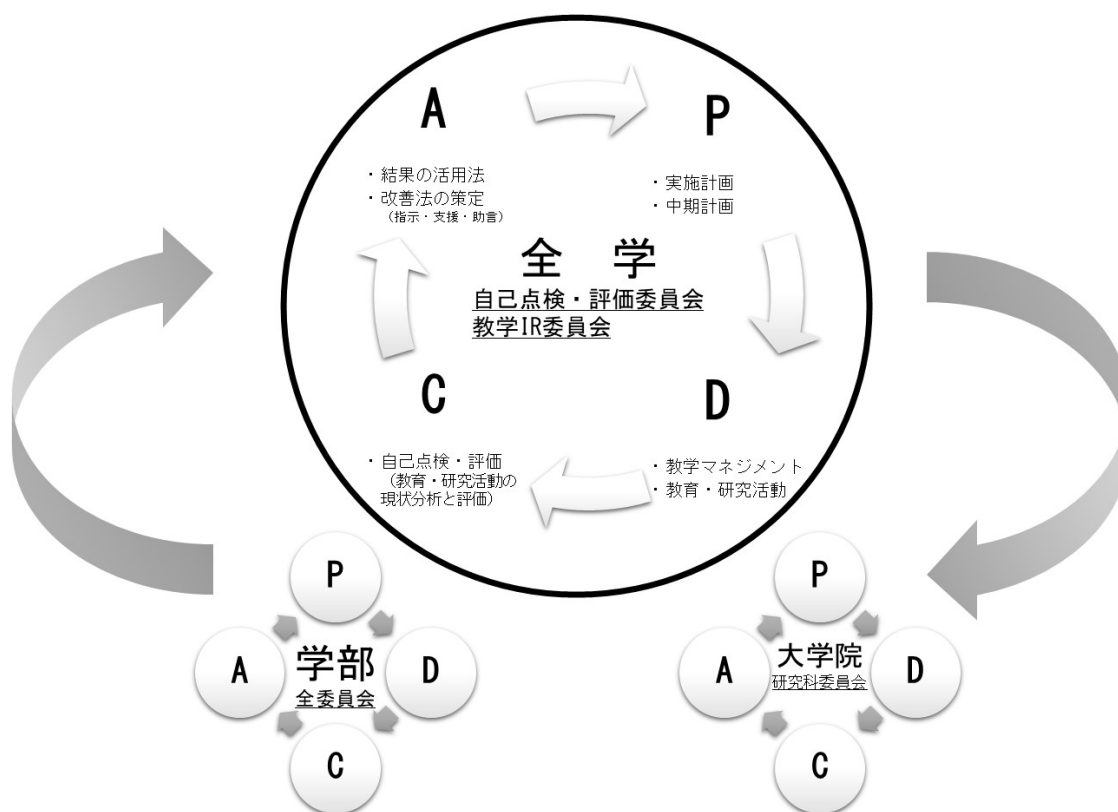


図 6-1 第一薬科大学の自己点検・評価および内部質保証の実施体制

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

外部評価委員の拡充をさらに進め、多様な専門領域を持つ専門家を迎え入れることで、自己点検・評価の質と多角的な視点の導入を強化する。自己点検・評価委員会の機能をさらに高めるために、学内外の意見を積極的に取り入れたフィードバックシステムを構築する。このシステムを通じて、内部質保証のプロセス全体の透明性と公平性を向上させ、教育研究活動の質の持続的な改善を実現する。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検・評価委員会は、学内の教育・研究活動の質を定期的に評価し、改善策を講じる責務を担っている。具体的には、中期計画に従って本学が設定している三つのポリシー

の達成状況、学修成果の測定、および評価指針に基づいて、毎年、PDCA サイクルを用いた自主的かつ自律的な自己点検・評価を実施している。

PDCA サイクルの「計画 (Plan)」段階では、前年度の自己点検・評価の結果を基に、教育課程の見直しや学生支援の強化など、次年度の改善計画を策定する。次に「実行 (Do)」段階では、計画に基づき実際の教育活動が展開される。この段階での活動は、教授会や各学部会議での議論を経て、教育の各側面が具体的に実施される。「評価 (Check)」段階では、実施した教育活動の効果を測定し、目標達成度を評価する。この評価は、アセスメント・ポリシーに則り、令和 6 (2024) 年度入学生から、定量的および定性的なデータに基づいて行われる。具体的には、学生の学修成果データ、教員からのフィードバック、外部の専門家からの意見などが考慮される。

最後の「改善 (Act)」段階では、評価結果を踏まえた上で、教育課程や学生支援のさらなる改善策が検討される。これには、新たな教育手法の導入や、学生生活支援の充実、キャリア支援プログラムの強化などが含まれる。

日本高等教育評価機構或いは薬学教育評価機構の評価基準に従って自己点検・評価書を毎年作成し、教授会での審議を経て大学ホームページに公開している。最近の実施例として、令和 5 (2023) 年度には薬学科および漢方薬学科が薬学教育評価機構の評価を受審し、その結果を反映した改善活動を継続している。また、令和 6 (2024) 年度には日本高等教育評価機構による機関別認証評価を受審し、大学全体としての質保証の取り組みについても外部評価を通じて確認・改善を図っている。これらの自己点検・評価の体制や実施状況等は、教員連絡会議を通じて、全教職員に周知され、大学全体での問題意識の共有を図っている。この体系的なアプローチは、内部質保証の枠組みを強化し、教育・研究活動全般にわたる質の持続的な向上を実現している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

平成 28 (2016) 年 4 月に教学 IR 委員会を設置して以降、本学では教学に関するデータ収集と分析の体制を強化してきた。この委員会は、学内のさまざまなデータを収集し、それを基にした客観的な分析を行っている。具体的には、在籍状況、留年、休学、退学の動向を定期的に調査し、これらのデータを教授会、各委員会および教員連絡会議で共有し、教育の質を高めるための議論を活性化させている。留年や退学の主要因を分析することで、学生の学修支援に必要な施策を講じている。

例えば、薬学科および漢方薬学科では、学力不足が留年の主な原因であることから、薬学教育推進センターと教務委員会が連携して、学力が低い学生に対して補習授業を実施している。この結果、進級率は 4~6 年次に向かって向上しており、低学年時の学力向上が留年防止の鍵となっている。

学生の心身の健康を支えるための取り組みも重要な位置を占めている。薬学部の本館 2 階に設置した学生相談室では、学生相談員やカウンセラーが常駐し、精神的なトラブルに対応している。休学や退学を希望する学生が出た場合には、事前に担任教員や研究室の主任と面談を行い、その原因や進路について十分に話し合いを行っている。これにより、学生一人ひとりの状況に合わせた適切な支援を実現し、学生が健全な学生生活を送れるよう努めている。

教学 IR 委員会によるデータ収集と分析の継続的な実施は、教育の質を根本から見直し、改善するための重要な基盤を提供している。この体制は、内部質保証のプロセスを強化し、学内の教育・研究活動の透明性と効率性を向上させている。これらの取り組みを通じて、本学は内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有、IR を活用した調査・データの収集と分析を行っており、教育の質の継続的な向上を図っている。

令和 6（2024）年度の薬学部（薬学科および漢方薬学科）および看護学部の各学年の進級率は、それぞれ薬学部が約 70～90%、看護学部が約 80～100%となっている。年次推移としては、両学部とも改善傾向にある。また、退学者数に関しても、減少傾向を示している。また、薬学科および漢方薬学科のストレート卒業率は、直近 3 年間で上昇傾向にある。

（3）6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価のプロセスにおいて、さらに詳細なデータを活用することで、教育内容および方法の精緻化を図る。これには、教育成果のさらなる定量的・定性的評価が含まれ、学生のフィードバックや教育関係者の意見を積極的に取り入れるエビデンスとなる。次に、各委員会で収集している学生に関する定量・定性データを教学 IR 委員会に集約し、データに基づいた評価体制を構築していく。これにより、学内の教育政策や学生支援に関する意思決定が、より具体的な根拠に基づいて行われるようになる。また、外部の評価機関（日本高等教育評価機構や薬学教育評価機構）との連携を強化し、客観的な評価とフィードバックを得る体制を整える。これらの取り組みを通じて、本学は内部質保証の体制を一層充実させ、全学的な質の保証と向上を実現する計画である。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

（2）6-3 の自己判定の理由（事実の説明および自己評価）

学修成果の点検・検証・改善について、自己点検・評価委員会および教務委員会が連携し、履修計画およびシラバスに基づく教育課程の実施から得られたデータを用いて分析を行っている。これにより、各学年末に「学修ポートフォリオ」および「DP 修得度アセスメント表」を用いて、ディプロマ・ポリシーに対する達成度を可視化し（令和 6（2024）年度入学生より開始）、その検証結果を学内外へ情報発信していく。自己点検・評価委員会では、これらの学修成果を基に三つのポリシーの妥当性を評価・検証し、各ポリシーを含め教育課程の編成や科目の内容、学修方法および評価基準の改善を進めている。

このプロセスにおいては、特に FD・SD 委員会によって実施される教員による授業の

自己評価や学生授業評価アンケートの結果がシラバスの修正に活用されている。このようなフィードバックの循環は、教育研究活動における内部質保証の機能性を高め、大学の意思決定プロセスにおいて重要な役割を担っている。

また、各科目の内容や学修方法の改善については、教務委員会が中心となって検証を行い、定期的なカリキュラムの点検・検証を実施している。特に令和3（2021）年度には、薬学科と漢方薬学科において、教務委員会と自己点検・評価委員会が協働して教育カリキュラムの全面的な検証を行い、その結果を令和4（2022）年度のカリキュラム編成およびシラバス改善に活かしている。

令和5（2023）年度に薬学科と漢方薬学科は、薬学教育評価機構の評価基準に適合していると認定を受けたが、改善すべき事項として指摘を受けた内容に関しては、自己点検・評価委員会主導で、改善対応を継続している。令和6（2024）年5月23日には、薬学教育評価機構の適合判定に関して、薬学教育評価機構とZoom面談を実施し、本学の教育改善状況と次回の薬学教育評価に関して情報共有を行った。また、平成29（2017）年度の大学機関別認証評価において指摘を受けた「改善すべき点」については、令和3（2021）年度に改善報告書を提出し、その後も継続的な改善を行っている。

薬科学科、看護学科および大学院薬学研究科においては、さらなる教育の質の向上を目指し、文部科学省に対して設置計画履行状況報告書を提出し、継続的な改善活動を行っている。また、大学院薬学研究科の院生の研究スキルの向上を図るため、「研究進捗報告会（中間報告会）」を2年次末に開催し、活発な討議を通じて研究成果の共有およびフィードバックを行っている。これらの活動は、大学全体のPDCAサイクルの機能性を確かなものとし、内部質保証の充実を図るとともに、学修成果の向上を実現している。

（3）6-3の改善・向上方策（将来計画）

現行の内部質保証体制を見直し、学部間での情報共有と協力体制を強化する。特に、教育内容の連携を密にして、質の均一性と高水準を保つよう努める。大学院薬学研究科においては、令和7（2025）年度を目途に、教育研究活動の全面的な評価を実施し、その結果を基に教育プログラムの質を一層高めるカリキュラム改革を行う。また、継続的な改善を促進するため、外部評価機関との連携を強化し、客観的なフィードバックを取り入れ、PDCAサイクルの精度を向上させる。加えて、令和6（2024）年度に日本高等教育評価機構による機関別認証評価を受審した結果を踏まえ、全学的なガバナンスおよび質保証体制の課題について検証を進め、具体的な改善方策に反映させる。これらの施策は、大学全体の教育の質を継続的に向上させることに寄与し、内部質保証の体制強化に貢献するものである。

【基準6の自己評価】

教育研究活動の質の向上を目指し、内部質保証の組織体制、自己点検・評価の実施およびその機能性の3つの観点から取り組みを強化している。まず、学則第1条に定められた使命及び目的を実現するために、薬学部、看護学部、大学院薬学研究科がそれぞれの学則に基づき、教育研究活動の自己点検・評価を行っている。これにより、教育研究の質の向上を図っている。また、自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価の実施計画、実

施体制、結果の活用方法について審議する責任を担っている。委員会には学長をはじめとする主要な役職者が参加し、多角的な視点から内部質保証の責任体制を確立している。

自己点検・評価委員会は、学内の教育・研究活動の質を定期的に評価し、改善策を講じる責務を担っている。具体的には、三つのポリシーの達成状況、学修成果の測定、および評価指針に基づき、PDCA サイクルを用いた自主的かつ自律的な自己点検・評価を毎年実施している。評価結果は教授会で審議され、大学ホームページに公開される。教学 IR 委員会によるデータ収集と分析を通じて、教育の質の見直しと改善が定期的に行われている。

自己点検・評価委員会および教務委員会は、学修成果の点検・検証・改善を行い、ディプロマ・ポリシーに対する達成度の可視化に取り組んでいる。特に FD・SD 委員会が実施する教員による授業の自己評価や学生授業評価アンケートの結果を基に、シラバスの修正を行っている。これにより、教育研究活動における内部質保証の機能性が高まり、大学の意思決定プロセスにおいて重要な役割を果たしている。また、令和 5（2023）年度には薬学教育評価機構の評価基準に適合していると認定を受けたが、改善すべき事項については継続的な改善活動を行っている。

外部評価委員の拡充と多様な専門領域の専門家の迎え入れを推進し、自己点検・評価の質と多角的な視点の導入を強化する。また、学内外の意見を積極的に取り入れたフィードバックシステムを構築し、内部質保証のプロセス全体の透明性と公平性を向上させる。さらにデータを活用した評価体制を構築し、教育政策や学生支援に関する意思決定がより明確な根拠に基づいて行われるようにする。外部評価機関との連携を強化し、客観的な評価とフィードバックを得る体制を整えることで、全学的な質の保証と向上を実現する。以上のことから、基準 6 を満たしている。